

# 神奈川県屋外広告物条例 資料集

令和 7 年度版

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課

令和 7 年 9 月 1 日

# 目 次

|    |                                               |     |
|----|-----------------------------------------------|-----|
| 1  | 屋外広告物条例ガイドライン                                 | 1   |
| 2  | 屋外広告物禁止地域標柱取扱要領                               | 41  |
| 3  | 神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱                   | 46  |
| 4  | 神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン                     | 51  |
| 5  | 神奈川県投影広告物等ガイドライン                              | 56  |
| 6  | 神奈川県投影広告物等ガイドライン 自主審査チェックシート                  | 60  |
| 7  | 違反屋外広告物（広告塔、広告板）是正指導要領                        | 62  |
| 8  | 違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）<br>除却是正指導要領        | 96  |
| 9  | 神奈川県違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）<br>除却協力員制度実施要綱 | 116 |
| 10 | 神奈川県屋外広告業者等に対する監督処分に係る取扱要綱                    | 128 |
| 11 | 神奈川県広告景観形成地区等指定要領                             | 138 |

## ○屋外広告物条例ガイドライン

(昭和三十九年三月二十七日建設都総発第七号都市総務課長通達)

### 沿革

昭和四八年十一月一二日建設省都公緑発第八一号  
昭和六〇年 八月一五日建設省都公緑発第六一号  
平成 三年 八月 四日建設省都公緑発第六八号  
平成 六年一二月一六日建設省都公緑発第九二号  
平成一六年一二月一七日国都公緑発第一四九号  
平成二三年 七月二七日国都景歴第四号  
平成二八年 四月二八日国都景歴第三号  
平成二八年十一月一八日国都景歴第五七号  
平成二九年 三月二三日国都景歴第七〇号  
平成二九年一二月一九日国都景歴第三七号  
平成三〇年 三月三〇日国都景歴第五四号  
令和 五年 一月 五日国都景歴第五一号

### (目的)

**第一条** この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（投影広告物（建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。）を除く。以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行ない、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

### (広告物のあり方)

**第二条** 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

### (禁止地域等)

**第三条** 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）

一ノ二 景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であって、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

一ノ三 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

二 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する市民農園の区域（知事が指定する区域を除く。）

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の

規定により指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域

四 ○○県文化財保護条例（昭和年県条例第号）第条の規定により指定された建造物及び同条例第条の規定により指定された○○○並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内にある地域

五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号の規定により指定された保安林のある地域（知事が指定する区域を除く。）

五ノ二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）

六 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定により指定された保存樹林のある地域

七 高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道の知事が指定する区間

八 道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）に接続する地域で知事が指定する区域

九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条各号に規定する公園又は緑地の区域

十 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域

十一 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域

十二 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地

十二の二 博物館、美術館及び病院の建物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの

十三 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域

十四 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、知事が指定する区域

十五 ○○○○○・……………

第四条 知事が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、これを設置してはならない。

（禁止物件）

第五条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯

二 石垣、よう壁の類

三 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹

四 信号機、道路標識及び歩道柵、駒止めの類並びに里程標の類

五 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの

六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

七 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔

八 送電塔、送受信塔及び照明塔

九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

十 銅像、神仏像及び記念碑の類

十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域等)

第六条 次に掲げる地域又は場所（第三条各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）

一ノ二 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域

一ノ三 第三条第一号かつこ書、第二号かつこ書、第五号かつこ書又は第五号の二かつこ書に規定する区域

二 第三条第七号の休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域並びに道路及び鉄道等の知事が指定する区間

三 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

四 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域

五 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域

六 ○○○○○……………

2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市及び次の各号に掲げる区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

○○郡○○町大字○○

○○郡○○村大字○○

第七条 知事が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で規則で定めるもの（第四条に該当するものを除く。）を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(広告物活用地区)

第八条 知事は、第三条に規定する地域又は場所以外の区域で、活力ある街並を維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において表示され、又は設置される広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、景観上、安全上支障を及ぼすおそれのないものとして知事の確認を受けたものに限り、第五条、第六条及び第十四条の規定は、適用しない。

(景観保全型広告整備地区)

第九条 知事は、第三条及び第六条に規定する地域又は場所で、良好な景観を保全するため良好な広告物又は掲出物件の新設・改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

- 2 知事は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
  - 二 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法に関する事項
- 4 知事は、基本方針を定め又はこれを変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。
- 6 第三条に規定する地域又は場所で知事が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 知事は、前項の届出があつた場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（広告物協定地区）

第十条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
  - 二 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法に関する事項
  - 三 広告物協定の有効期間
  - 四 広告物協定に違反した場合の措置
  - 五 その他広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第一項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第一項又は第三項の認定後いつでも、知事に対して書面でその意思を表示することによつて、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 知事は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。

(適用除外)

第十一条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。

- 一 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
  - 二 削除
  - 三 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- 2 次に掲げる広告物又はこれの掲出物件については、第三条及び第六条の規定は、適用しない。
- 一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの
  - 二ノ二 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - 三 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件
  - 四 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件
  - 五 電車又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - 六 自動車で他の都道府県に存する運輸支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するものに当該都道府県の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物
  - 七 人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
  - 八 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
  - 八ノ二 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件で知事が指定するもの
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第五条第一項の規定は、適用しない。
- 一 同項第一号から第五号に掲げる物件（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹を除く。）に国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物で知事が指定するもの
  - 二 同項第二号、第八号、第九号又は第十一号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
  - 三 前号に掲げるもののほか、同項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
  - 四 前二号に掲げるもののほか、第五条第一項第九号に掲げる物件に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
  - 五 第一号から第三号に掲げる広告物の掲出物件

- 4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第六条の規定は、適用しない。
- 5 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又はこの掲出物件で、第二項第一号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。
- 6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は適用しない。
- 7 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条及び第五条第一項第五号（街灯柱に係る部分に限る。）並びに第七号（路上変電塔に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 8 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって知事が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条及び第五条（第一項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号（路上変電塔に係る部分を除く。）を除く。）の規定は、適用しない。
- 9 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第三条、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

（経過措置）

第十二条 第三条から第七条まで、第九条及び第十条の規定による知事の指定又は認定があつた際、当該指定のあつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定の日から三年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（禁止広告物）

第十三条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- 一 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 二 著しく破損し、又は老朽したもの
- 三 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 五 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（規格の設定）

第十四条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定める規格に適合しなければならない。



- 一 広告板
  - 二 立看板
  - 三 置看板
  - 四 はり紙
  - 五 はり札
  - 六 広告幕
  - 七 突出広告
  - 八 野立広告
  - 九 電柱又は街灯柱を利用する広告物
  - 十 電車又は自動車の外面を利用する広告物
  - 十一 広告塔
  - 十二 その他規則で定める広告物又は掲出物件
- (許可等の期間及び条件)

第十五条 知事は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を附することができる。

2 前項の許可等の期間は、三年をこえることができない。

3 知事は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(変更等の許可等)

第十六条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造しようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可等を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。

(許可の基準)

第十七条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第三十四条に規定する屋外広告物審議会の議を経て、これを許可することができる。

(許可等の表示)

第十八条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件に許可等の証票を貼付しておかなければならない。ただし、許可等の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可等の証票又は許可等の押印若しくは打刻印は、許可等の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第十九条の二 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

(除却義務)

第二十条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第二十二条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第十二条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十一条 削除

(許可等の取消し)

第二十二条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

- 一 第十五条第一項（同条第三項又は第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の条件に違反したとき
- 二 第十六条第一項の規定に違反したとき
- 三 次条第一項の規定による知事の命令に違反したとき
- 四 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき

(違反に対する措置)

第二十三条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第二十三条の二 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日時
- 三 その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第二十三条の三 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間（法第八条第三項第一号に規定する広告物については、〇日間）、規則で定める場所に掲示すること。
  - 二 法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第二十三条の七において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第二十三条の四 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第二十三条の五 知事は、法第八条第三項の規定による保管した広告物又は掲出物件について、規則で定める方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第二十三条の六 法第八条第三項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物〇日
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件〇月
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件〇週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第二十三条の七 知事は、保管した広告物又は掲出物件（法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査)

第二十四条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、

若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

**第二十五条** 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとなす。

(管理者の設置)

**第二十六条** この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- 2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、屋外広告士その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

**第二十七条** 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第一項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該管理する者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(公告)

**第二十八条** 知事は、第三条から第九条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したとき並びに第十条の規定による認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

**第二十九条** 削除

(屋外広告業の登録)

**第三十条** 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、五年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその

処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第三十条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 ○○県の区域（○○市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

五 第二号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第三十条の四第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第三十条の三 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第三十条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三十条の二第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十三条の二第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者（第三十条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第三十三条の二第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

三 第三十三条の二第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第三十条の二第一項第二号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第三十条の五 屋外広告業者は、第三十条の二第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 3 第三十条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第三十条の六 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第三十条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合その相続人

二 法人が合併により消滅した場合その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産により解散した場合その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合その清算人

五 〇〇県の区域内において屋外広告業を廃止した場合屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第三十条の八 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第三十三条の二第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

（講習会）

第三十一条 知事は規則で定めるところにより、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

- 2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

- 3 第一項の講習会を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、講習手数料を納付しなければならない。

- 4 前三項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の設置）

第三十二条 屋外広告業者は、第三十条の二第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 屋外広告士

- 二 前条第一項の講習会の課程を修了した者
- 三 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者
- 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- 五 知事が、規則で定めるところにより、前四号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

- 一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること
- 三 第三十二条の三に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること
- 四 前三号に掲げるものの他、業務の適正な実施の確保に関すること

（標識の掲示）

第三十二条の二 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第三十条の二第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第三十二条の三 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第三十条の二第一項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第三十三条 知事は、〇〇県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（登録の取消し等）

第三十三条の二 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- 二 第三十条の四第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第三十条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第三十条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（監督処分簿の備付け等）

第三十三条の三 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

（報告及び検査）

第三十三条の四 知事は、〇〇県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要がある  
と認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他  
営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に  
質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請  
求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては  
ならない。

(手数料)

第三十三条の五 この条例の規定による許可等又は登録（許可等又は登録の更新を含む。）  
を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。  
ただし、政治資金規正法第六条の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗  
又は立看板等を表示するための許可（許可の更新を含む。）を受けようとするときは、こ  
の限りでない。

(審議会)

第三十四条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、県に屋外広告物審議会（以下「審  
議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見をきかなければならない。

一 第三条から第九条までの規定による指定をし、第十条の規定による認定をし、又はこ  
れらを変更しようとするとき

二 第十一条第二項第一号、第二号、第二号の二若しくは第五号、同条第三項第一号、同  
条第六項若しくは第十七条第一項に規定する基準、第九条第二項に規定する基本方針若  
しくは第十四条に規定する規格を定め、又はこれらを変更しようとするとき

3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。

4 審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第三十四条の二 別表の上覧に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理すること  
とする。

(規則への委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の  
罰金に処する。

一 第三十条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第三十条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第三十三条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十六条 第二十三条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰  
金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条から第七条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した  
者



- 二 第十六条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- 三 第二十条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- 四 第三十条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三十二条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第三十三条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十五条の二から前条までの違反行為をした場合において、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条の七第一項の規定による届出を怠った者
- 二 第三十二条の二の規定による標識を掲げない者
- 三 第三十二条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(適用上の注意)

第四十条 この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

別表

| 事項                                                   | 措置          |
|------------------------------------------------------|-------------|
| 一 本条例から第五条まで、第七條及び第八條の規定に基づき、条例の規定及び改定（〇〇に置けるものを除く。） | 〇〇年、〇〇月、・・・ |
| ・・・                                                  | ・・・         |

附則

この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

附則／(昭四八・一一)／(建設省都公緑発第八一号)

- 1 この条例は、〇〇〇の日から施行する。ただし、この条例による改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第二十二條の二及び第二十二條の四の規定は、この条例の施行の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 新条例第二十二條の二の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者については、同条の施行の日から三十日間は同条第一項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。
- 3 知事は、〇〇〇の日から起算して九十日以内に新条例第二十二條の三に規定する講習会を開催しなければならない。

附則／(昭六〇・八)／(建設省都公緑発第六一号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條の四第一項第二號の改正規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則／(平十六・一二)／(国土交通省都公緑発第一四九号)

- 1 この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〇〇の規定平成〇年〇月〇日

二 . . . . .

- 2 この条例による改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第三十條から第三十三條の四までの規定の施行の際現にこの条例による改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第三十條の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、新条例の施行の日から六月（この期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

- 3 新条例の施行の際現に旧条例第三十二條第一項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第三十二條第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

附則／(平二三・七)／(国都景歴第四号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

## ○屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項

### 第一 条例ガイドライン第三条関係

- 1 第一号又は第五号の風致地区又は保安林の地域は、その全域を禁止地域とすることが適当であると思われる。従つて、かつこ書きによる除外措置は、これらの地区、地域の状況に照らし、やむを得ない場合に限り、除外地域以外の区域の禁止の効果を損なわない範囲内において行うことが望ましい。第一号の景観地区についてもこの基本的な考え方は同様であるが、良好な景観の形成に資する屋外広告物の積極的な活用が想定される場合については、除外地域とすることも考えられる。なお、「美観地区」を「景観地区」とする改正規定は、景観法第三章の規定の施行の日に施行することが望ましい。また、景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十六年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められた美観地区であつて、景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の建築基準法第六十八条の規定により地方公共団体の条例で建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められているものの以外のものについて引き続き禁止区域とする場合には、「景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十六年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の都市計画法の第八条第一項第六号の規定により定められた美観地区」を本条の禁止区域として別途規定する等の方法をとることが望ましい。
- 2 第一号の二又は第一号の三の地域は、これらの規定に掲げる条例による制限の内容が景観地区の規制と同等であると認められる場合においては、第一項の景観地区と同様の扱いとすることが望ましい。なお、第一号の二及び第一号の三を追加する改正規定は、景観法第三章の規定の施行の日に施行することが望ましい。
- 3 第三号の改正規定は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行することが望ましい。
- 4 第七号の規定においては、高速自動車国道及び自動車専用道路の具体名を明示することが望ましい。また、東海道新幹線鉄道、山陽新幹線鉄道、東北新幹線鉄道又は上越新幹線鉄道（以下「東海道新幹線鉄道等」という。）の沿線の都府県（指定都市を含む。）にあつては、同号の規定を次のようにすることが望ましい。

七 高速自動車国道、自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）及び東海道新幹線鉄道等の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道（東海道新幹線鉄道等を除く。）、軌道及び索道の知事が指定する区間
- 5 第七号及び第八号の指定は、例えば都市内の景観のすぐれた街路の区間、景観のすぐれた山岳、海浜、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路及び鉄道等（高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等を除く。）の区間並びに当該道路及び鉄道等並びに高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等から展望できる区域等、特に良好な景観の形成又は風致の維持を必要とする区間、区域について行うことが適当である。

### 第二 条例ガイドライン第四条関係

- 1 本条の規定の趣旨は、一定の眺望点から望む街並、自然、名所・旧跡等景勝地の景観を

維持・整備するため、当該眺望点から見える広告物等について規制を行おうとするものである。(条例ガイドライン第七条において同じ。)

## 第二の二 条例ガイドライン第五条関係

- 1 第一項第五号中の街灯柱には、街灯のほか複数の機能を有する、いわゆる「スマートポール」も含む。

## 第三 条例ガイドライン第六条関係

- 1 許可地域の指定に当たっては、土地利用の状況等必要に応じて細分化し、区分ごとに許可基準を変え、地域の特性に応じた段階的な規制を行うことが望ましい。特に、景観計画区域内における許可の基準については、景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の屋外広告条例に基づく許可基準は、当該景観計画に則して定める必要がある。また、地域の景観と広告物との調和を図るため、必要に応じて、広告物の全体量を一定以下に抑制したり、広告物の表示方法、色彩、意匠等に関する規制の強化を図ることが望ましい。
- 2 第一項第二号前段の規定は、高速自動車国道又は自動車専用道路の休憩所及び給油所の存する区域のうち本線から展望できない場所において表示し、又は設置される広告物又は掲出物件であることが望ましい。
- 3 第一項第二号後段及び第三号の規定は、道路及び鉄道等の禁止区間以外の全区間並びに道路及び鉄道等から展望できる地域で禁止地域以外の区域（路端からおおむね五〇〇メートルないし一、〇〇〇メートルまで）について行うことが適当であると思われる。ただし、市街地内については、状況に応じ適宜措置することが必要である。
- 4 第一項第二号から第六号までにおいては、禁止地域の隣接地域は、原則として許可地域とし、禁止地域と無規制地域とが直接することはできる限りさけることが望ましい。

## 第四 条例ガイドライン第九条関係

- 1 景観保全型広告整備地区の指定と併せ、広告物の意匠、色彩、形状等に関し専門的な知識を有する者のアドバイスを行える様な体制を整えることが望ましい。また、この際、当該専門的な知識を有する者としては、屋外広告士その他の屋外広告士と同等以上の資格を有する者とするのが望ましい。

## 第五 条例ガイドライン第十一条関係

- 1 第二項第一号の自家広告の基準においては、一事業所当りの表示面積を、禁止地域内においてはおおむね五平方メートル以下、許可地域内においてはおおむね一〇平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。なお、美観風致を害するおそれのある色彩、例えば蛍光塗料によるようなものは、なるべく制限することが望ましい。
- 2 第二項第二号の管理上の必要に基づく広告物の基準においては、表示面積を必要最小限度にとどめ、おおむね〇・三平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。
- 3 第二項第二号の二の工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物は、当該工事期間中に限り表示されるもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供されていない広告物をいう。
- 4 第二項第五号の自動車、電車に表示する広告物の基準は、おおむね次の基準の範囲内と

することが望ましい。

(単位センチメートル)

|       |         | 側部                       | 前部                 | 後部                 |
|-------|---------|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 電車    | 表示面積・箇所 | 45 × 60 以下<br>左右各 2 箇所まで | 41 × 25 以下<br>1 箇所 | 41 × 25 以下<br>1 箇所 |
| 乗合自動車 | 表示面積・箇所 | 45 × 90 以下<br>左右各 1 箇所   |                    | 50 × 90 以下<br>1 箇所 |

- 5 第二項第八号の二及び第三項第一号の国又は地方公共団体には、必要な場合には、国又は地方公共団体以外の公共的な団体を加えることとしてもさしつかえない。
- 6 第三項第二号の禁止物件に表示する自家広告の基準においては、広告物の表示面積をおおむね五平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。
- 7 第四項の政治資金規正法第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙等についての規則で定める基準は、例えば以下の例のような具体的かつ客観的なものであるべきである。
  - 一 表示面積が〇平方メートル以下であること。
  - 二 色彩の地色が〇色ではなく、かつ、蛍光塗料を用いていないこと。
  - 三 表示期間が〇日以内であること
  - 四 表示期間並びに表示者名又は管理者名及びその連絡先を明示していること。
  - 五 表示又は掲出する場所又は施設の管理者（管理者がない場合にはその所有者）の承諾を得ていること
- 8 第六項の公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれを掲出する物件については、近隣の施設や店舗等を案内する民間の案内誘導広告物についてもその基準を定め、当該案内誘導広告物の統一化を誘導することが望ましい。
- 9 第七項の公益上必要な施設又は物件とは、案内図板、公共掲示板等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含まれる。また、同項に基づく規則においては、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい。
- 10 第八項の法人その他の団体については、特段の制約はなく、法人格についても、必ずしも必要ではない。具体的には、地方公共団体、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体のほか、任意団体等が想定される。また、地域における公共的な取組とは、道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、防犯又は防災活動、地域の活性化等に資するイベントの開催（街なかの安全点検に係るものも含まれる。）等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとする。条例ガイドライン第十一条第八項に基づく規則においては、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい。
- 11 第九項に規定する寄贈者名等の表示は、おおむね次に定めるところによることが望ましい。
  - 一 表示の大きさは、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平

面とみなしたものの大きさの二十分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以下であること。

二 表示は、原則として一箇限りとすること。

三 螢光塗料の使用はなるべく制限すること。

#### 第六 条例ガイドライン第十四条関係

- 1 広告物の規格は、広告物の表示又は設置の位置、形状、面積、色彩、意匠等について定めることが望ましい。

#### 第七 条例ガイドライン第十五条関係

- 1 第十九条の二第二項の規定によらない場合には、本条第一項の規定による許可等の条件として、この条例の規定による許可及び許可の更新の際、安全性の確保を図るため、広告物の取付部分の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ、表示面の破損等構造面に関する安全点検報告書の添付を義務づけることが望ましい。
- 2 許可等の期間については、公衆に対する危害の防止の観点から、中心市街地や観光地等、通行者が多い区域では、三年より短い期間を設定することが望ましい。

#### 第八 条例ガイドライン第十七条関係

- 1 第一項の許可の基準は、自家広告以外の広告物については、おおむね次のように措置することが望ましい。
  - 一 高速自動車国道、東海道新幹線等の高速交通施設から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離を五〇〇メートル以上、相互間の距離を三〇〇メートルから五〇〇メートル程度以上とし、表示面積を五〇平方メートル以下にとどめるものとする。
  - 二 一般の道路及び鉄道等から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離及び相互間の距離を一〇〇メートル以上とし、表示面積を三〇平方メートル以下にとどめるものとする。
  - 三 条例ガイドライン第六条第一項に規定する区域のうち、前二号の区域以外の区域においては、広告物の乱立を防止するため、広告物相互間の距離を一〇〇メートル以上、表示面積を三〇平方メートル以下にとどめるものとする。同条第二項に規定する区域においても、同程度とするものとする。
  - 四 屋上広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの三分の二の範囲内であつて、かつ、一五メートルないし、二〇メートル以下にとどめるものとする。なお、地上から広告物の頂点までの高さは、四八メートル以下にとどめるものとし、それによりがたい事由がある場合にも五一メートルをこえないものとする。
  - 五 電柱の類に直接塗装するもの又は巻き付けにする広告物については、地上一・二メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは一・五メートル以下とするものとする。袖付けにするものについては、歩道上に突出す場合は地上二・五メートルないし三メートル以上、車道上に突出す場合は地上四・五メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは一・二メートル以下、出幅〇・二メートル以下とするものとする。なお、袖付けにするものは、原則として歩道又は民地側へ向けることが望ましい。広告物の箇所数は、塗装又は巻き付けにするもの一巻きと袖付けにするもの一箇以内にとどめるものとする。
- 2 第一項の許可の基準は自家広告については、一事業所当りの表示面積を、禁止区域内に

においては十五平方メートル以下、許可地域内の野立広告については五〇平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。なお、美観風致を害するおそれのある色彩、例えば蛍光塗料によるようなものは、なるべく制限することが望ましい。

#### 第八の二 条例ガイドライン第十九条関係

- 1 本条は、広告物の所有者等が、第十九条の二第一項の規定による点検を適切に行うとともに、当該点検により広告物等の損傷、腐食、劣化その他の異状を把握したときには、速やかに補修、除却その他必要な措置（以下「補修等」という。）を講じること等により、広告物等の良好な状態を保持しなければならないという趣旨である。

#### 第八の三 条例ガイドライン第十九条の二関係

- 1 第一項の点検にあたっては、屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準等を参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましい。
- 2 第一項の「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる。
- 3 第二項の点検の結果の提出については、広告物の所有者等が、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置に関する実施状況（従前の状況を含む。）について、写真等により作成し、保存した記録を提出させることが適当である。
- 4 本条の広告物の所有者等が、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に該当する場合には、第二十三条、第二十四条等の規定を適用することができる。

#### 第八の四 条例ガイドライン第二十三条の二関係

- 1 公示は必ずしも除却した広告物等一件毎に必要なわけではなく、例えば広告物等の種別毎、除却場所毎などにある程度まとめて公示することは差し支えない。
- 2 第四号の事項としては、例えば返還場所の連絡先、写真等が考えられる。

#### 第八の五 条例ガイドライン第二十三条の三関係

- 1 第一号の規則で定める場所としては、例えば県の事務所への掲示、現場での公示、公報への掲載が考えられる。

#### 第八の六 条例ガイドライン第二十三条の七関係

- 1 規則で定める受領証の様式として別添様式一を作成したので、参考としていただきたい。

#### 第九 条例ガイドライン第二十六条関係

- 1 第二項の資格は、屋外広告士その他のこれと同等以上の資格とすることが望ましい。

#### 第十 条例ガイドライン第三十条から第三十三条の四関係

- 1 屋外広告業の登録制度については、都道府県、指定都市及び中核市の屋外広告業者の手続的・経済的な負担の軽減と登録事務の効率化のための措置を講じることが望ましい。このためには、都道府県の登録を受けた業者については、指定都市又は中核市においては当該市の登録を受けた業者とみなして業務主任者の必置等必要な規定を適用するとともに、市長が当該業者に対し営業停止命令を行うことができるように当該市の条例において以下の規定を追加することが考えられる。なお、本規定を置くにあたり、都道府県、指定都市及び中核市の間で密接に連携を行い一体的な運用を図るべきである。

(〇〇県の登録を受けた者に関する特例)

第三十三条の二の二 第三十条から第三十条の六まで、第三十条の八及び第三十三条の二条の規定は、〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって〇〇市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第三十条第一項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、〇〇市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は〇〇市の区域内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。

4 屋外広告業者が〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録を受けたときは、その者に係る第三十条第一項又は第三項の登録は、その効力を失う。

5 市長は、第一項に規定する者であって〇〇市の区域内で屋外広告業を営むものが、第三十三条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、六月以内の期限を定めて〇〇市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

6 第三十条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

2 条例に前項の規定を置く場合においては、前項の規定の第五項の処分をしたときについても、条例ガイドライン第三十三条の三の監督処分簿に登載することとすることが望ましい。また、前項の規定の第五項の営業の停止の命令に違反した者について、条例ガイドライン第三十三条の二第一項の営業の停止の命令に違反した者と同様の罰則を規定することが望ましい。さらに、前項の規定の第三項の届出を怠った者について、第三十条の七第一項の届出を怠った者と同様の罰則を規定することが望ましい。

3 登録の申請時の添付書面、申請書の様式等の全国的な統一を図るため、別添の屋外広告業登録規則参考資料（案）を作成したので、規則の策定の際にはこれによることが望ましい。なお、当該参考資料（案）は、登録制度に必要な規則のうち、全国的に統一を図ることが望ましい部分についてのみ記載していることから、当該参考資料（案）に規定する他、必要と認められる規定を適宜置くことが望ましい。

#### 第十一 条例ガイドライン第三十四条の二関係

1 景観行政団体である指定都市・中核市以外の市町村が屋外広告物条例の制定・改廃に関する事務を処理することとした場合においては、その事務の内容に応じ、法第七条及び第八条に基づく除却、除却した広告物の保管、売却、廃棄等の事務についても、地方自治法第二百五十二条の十七の二に基づき、当該市町村が併せて処理することとすることが望ましい。



## ○屋外広告業登録規則参考資料（案）

### （登録の更新の申請期限）

**第一条** 屋外広告業者は、条例第三十条第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

### （登録申請書の様式）

**第二条** 条例第三十条の二第一項に規定する登録申請書は、別記様式第一号によるものとする。

### （登録申請書の添付書類）

**第三条** 条例第三十条の二第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあってはその役員を含む。以下同じ。）が条例第三十条の四第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面
  - 二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第三十二条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面
  - 三 登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面
  - 四 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- 2 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- 一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者
  - 二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人）
  - 三 登録申請者が選任した業務主任者
- 3 第一項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。
- 4 第一項第三号の略歴書の様式は、別記様式第三号とする。

### （変更の届出）

**第四条** 条例第三十条の五第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第四号による変更届出書

に添付しなければならない。

一 条例第三十条の二第一項第一号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書

二 条例第三十条の二第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

三 条例第三十条の二第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第一項第一号及び第三号の書面

四 条例第三十条の二第一項第四号に掲げる事項の変更 前条第一項第一号及び第三号の書面

五 条例第三十条の二第一項第五号に掲げる事項の変更 前条第一項第二号の書面

2 都道府県知事は、前条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

#### （廃業等の手続）

**第五条** 条例第三十条の七の規定による廃業等の届出は、別記様式第五号による廃業等届出書により行うものとする。

#### （標識の掲示）

**第六条** 条例第三十二条の二に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

二 登録番号及び登録年月日

三 業務主任者の氏名

2 条例第三十二条の二の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、別記様式第六号によるものとする。

#### （帳簿の記載事項等）

**第七条** 条例第三十二条の三の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 注文者の商号、名称又は氏名及び住所

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

四 当該表示又は設置の年月日

五 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をも

って帳簿への記載に代えることができる。

- 3 第一項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第一項の帳簿（第二項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

## 【屋外広告物条例ガイドライン案運用上の参考事項第十関係】

指定都市及び中核市が屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項第十の「第三十三条の二の二（〇〇県の登録を受けた者に関する特例）」に掲げる規定を条例で規定する場合にあっては、以下の規定を追加することが望ましい。

### （特例屋外広告業者の届出）

**第八条** 条例第三十三条の二の二第三項の規定により届出を行おうとする特例屋外広告業者は、別記様式八号による届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
  - 一 〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録を受けたことを証する書面
  - 二 第三条第一項第二号に掲げる書面

### （特例屋外広告業者の変更の届出）

**第九条** 特例屋外広告業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、別記様式第九号による変更届出書を市長に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 〇〇市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - 三 前号の営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の場合において、当該変更が前項第三号に掲げる事項の変更であるときは、前条第二項第二号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。

## 【参考規則資料を修正する部分】

指定都市及び中核市が屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項第十の「第三十三条の二の二（〇〇県の登録を受けた者に関する特例）」に掲げる規定を条例で規定する場合にあっては、屋外広告業登録規則参考資料（案）の第六条を以下の通り修正することが望ましい。

### **第六条** （略）

- 2 （略）
- 3 条例第三十三条の二の二第二項の規定により条例第三十条第一項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者（以下「特例屋外広告業者」という。）については、前二項の規定は、第一項第二号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「別記様式第六号」とあるのは「別記様式第六号の二」と読み替えて適用する。

別添様式第一(第二十三条の七関係)(A4)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                               |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年    月    日</p> <p style="margin: 10px 0;">〇〇県知事    殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">返還を受けた者</p> <p style="text-align: center; margin: 0 40px;">住    所</p> <p style="text-align: center; margin: 0 40px;">氏    名</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり広告物又は掲出物件（若しくは現金）の返還を受けました。</p> |                                                                                                                               |  |
| 返還を受けた日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                               |  |
| 返還を受けた場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                               |  |
| 返還を<br>受けた<br>広告物<br>又は掲<br>出物件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <div style="padding: 2px 5px;">整理番号</div> <div style="padding: 2px 5px;">名称又は種類</div> <div style="padding: 2px 5px;">数量</div> |  |
| （返還を受けた金額）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                               |  |

別記様式第一号（第二条関係）（A 4）

（第一面）

収入証紙

貼付欄

年 月 日

〇〇県知事

様

住所

氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）

担当者名（ ）

電話番号（ ）

### 屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、〇〇県屋外広告物条例〇〇〇の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

|                                                                          |          |                                 |                 |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------|-----------------|--|--|
| 登録の種類                                                                    | 新規<br>更新 | ※登録番号                           | 〇〇県屋外広告業登録第 号   |  |  |
|                                                                          |          | ※登録年月日                          | 年 月 日           |  |  |
|                                                                          |          | ※登録有効期間                         | 年 月 日から 年 月 日まで |  |  |
| フリ<br>氏<br>ガナ<br>名<br>及び生年月日<br><br>（法人にあっては商号<br>又は名称、代表者の<br>氏名及び生年月日） |          | 生年月日 年 月 日<br>法人・個人の別 1 法人 2 個人 |                 |  |  |
| 住 所<br>（法人にあっては主たる事務所の所在地）                                               |          | 郵便番号（ ）<br>電話番号（ ）              |                 |  |  |
| 主たる業務の内容                                                                 |          |                                 |                 |  |  |

下記の枠内は記入しないでください

| 受付欄 | 決裁欄 |  |  |  |  | 手数料 |
|-----|-----|--|--|--|--|-----|
|     |     |  |  |  |  |     |
|     |     |  |  |  |  |     |

## (第二面)

|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------|--|
| 1 ○○県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地                          | 営業所の<br>フリガナ<br>名称                                                   | 営業所の所在地<br>(郵便番号)                                                                                                                                  |                      | 電話番号 |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
| 2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称                              | 所属<br>営業所名                                                           | 業務主任者の氏名<br>フリガナ                                                                                                                                   | 資格名及び<br>交付番号等       | 摘 要  |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
| 3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名 | 職 名                                                                  |                                                                                                                                                    | フリ<br>氏      ガナ<br>名 |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
|                                                        |                                                                      |                                                                                                                                                    |                      |      |  |
| 4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所                        | フリガナ<br>氏名及び<br>生年月日<br><br>〔法人にあっては<br>商号又は名称、<br>代表者の氏名及<br>び生年月日〕 | 生年月日                      年                      月                      日<br>法人・個人の別              1              法人              2              個人 |                      |      |  |
|                                                        | 住所<br><br>〔法人にあっては<br>主たる事務所の<br>所在地〕                                | 郵便番号 (              -              )<br><br>電話番号 (              )              -                                                                   |                      |      |  |

## (第三面)

|                                             |                   |               |                                      |          |
|---------------------------------------------|-------------------|---------------|--------------------------------------|----------|
| 5 法定代理人<br>が法人である<br>場合のその役<br>員の職名及び<br>氏名 | 職 名               |               | フリ<br>氏                      ガナ<br>名 |          |
|                                             |                   |               |                                      |          |
|                                             |                   |               |                                      |          |
|                                             |                   |               |                                      |          |
|                                             |                   |               |                                      |          |
| 6 他の地方公<br>共団体におけ<br>る登録                    | 登録を受けた<br>地方公共団体名 | 登録・特例届出<br>の別 | 登録（届出）<br>年 月 日                      | 登録（届出）番号 |
|                                             |                   | 登 録<br>特例届出   |                                      |          |
|                                             |                   | 登 録<br>特例届出   |                                      |          |
|                                             |                   | 登 録<br>特例届出   |                                      |          |
|                                             |                   | 登 録<br>特例届出   |                                      |          |
|                                             |                   | 登 録<br>特例届出   |                                      |          |
| 7 所属する屋外<br>広告業の事業者<br>団体                   |                   |               |                                      |          |

## 備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 「〇〇県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所をすべて記入すること。
- 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。



別記様式第二号(第三条関係)(A 4)

## 誓約書

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。)は、〇〇県屋外広告物条例第三十条の四第一項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

〇〇県知事 殿

登録申請者 法人の役員  
本人  
法定代理人 の略歴書  
法定代理人(法人)の役員

備考「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」については、  
いずれか該当するものに丸印を付すこと。

## 別記様式第四号（第四条関係）（A4）

（第一面）

年 月 日

〇〇県知事 様

住所

氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）

担当者名（ ）

電話番号（ ）

## 屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

〇〇県屋外広告物条例〇〇〇の規定により、次のとおり届出をします。

|                                                                                                                                                   |                                 |     |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|-------|
| 登録番号                                                                                                                                              | 〇〇県屋外広告業登録第 号                   |     |       |
| 登録年月日                                                                                                                                             | 年 月 日                           |     |       |
| フリガナ<br>氏 名<br>及び生年月日<br>（法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日）                                                                                             | 生年月日 年 月 日<br>法人・個人の別 1 法人 2 個人 |     |       |
| 住 所<br>（法人にあっては主たる事務所の所在地）                                                                                                                        | 郵便番号（ ）<br>電話番号（ ）              |     |       |
| 変更に係る事項                                                                                                                                           | 変更前                             | 変更後 | 変更年月日 |
| 1 商号、名称又は氏名及び住所<br>（法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）<br>2 営業所の名称及び所在地<br>3 役員の氏名<br>4 法定代理人の氏名及び住所<br>（法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名） |                                 |     |       |

(第二面)

|                        |  |  |  |
|------------------------|--|--|--|
| 5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称 |  |  |  |
| 変更理由                   |  |  |  |

- 備考 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。
- 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

下記の枠内は記入しないでください。

| 受付欄 | 決裁欄 |  |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|--|
|     |     |  |  |  |  |
|     |     |  |  |  |  |

年 月 日

〇〇県知事 様

住所

氏名

法人にあっては主たる事務所の所在

地、商号又は名称及び代表者の氏名

## 屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

屋外広告物条例第三十条の七第一項の規定により、次のとおり届出をします。

|                                                                |                                                    |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 登録番号                                                           | 〇〇県屋外広告業登録第 号                                      |
| 登録年月日                                                          | 年 月 日                                              |
| フリガナ<br>氏名<br><br>及び生年月日<br>法人にあっては商号<br>又は名称、代表者の<br>氏名及び生年月日 | 生年月日 年 月 日<br>法人・個人の別 1 法人 2 個人                    |
| 住所<br>法人にあっては主たる事務所の所在地                                        | 郵便番号(      —      )<br>電話番号(      )      —         |
| 届出の理由                                                          | 1 死亡      2 合併による消滅      3 破産<br>4 解散      5 廃止    |
| 届出理由の生じた日                                                      |                                                    |
| 屋外広告業者と届出人との関係                                                 | 1 相続人      2 元代表役員      3 破産管財人<br>4 精算人      5 本人 |

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。

別記様式第六号（第六条関係）

|                          |                                    |                                                          |
|--------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 40センチメートル以上              |                                    | →                                                        |
| 屋 外 広 告 業 者 登 録 票        |                                    | ↑                                                        |
| 商号、名称又は氏名                |                                    | 35<br>セ<br>ン<br>チ<br>メ<br>ー<br>ト<br>ル<br>以<br>上<br><br>↓ |
| 法人である場合の<br>代表者の氏名       |                                    |                                                          |
| 登録番号                     | 〇〇県屋外広告業登録第                      号 |                                                          |
| 登録年月日                    | 年              月              日    |                                                          |
| 営業所名                     |                                    |                                                          |
| この営業所に置かれて<br>いる業務主任者の氏名 |                                    |                                                          |

別記様式第六号の二（第六条関係）

|                          |                 |                                                           |
|--------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| 屋 外 広 告 業 者 届 出 済 票      |                 | ↑<br>35<br>セ<br>ン<br>チ<br>メ<br>ー<br>ト<br>ル<br>以<br>上<br>↓ |
| 商号、名称又は氏名                |                 |                                                           |
| 法人である場合の<br>代表者の氏名       |                 |                                                           |
| 届出番号                     |                 |                                                           |
| 届出年月日                    | 年      月      日 |                                                           |
| この営業所に置かれて<br>いる業務主任者の氏名 |                 |                                                           |

別記様式第八号(第八条関係)(A 4)

(第一面)

年 月 日

〇〇市長 様

住所

氏名

法人にあっては主たる事務所の  
所在地、商号又は名称及び代表  
者の氏名

特 例 屋 外 広 告 業 届 出 書

屋外広告物条例第三十条の二の二第三項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届出をします。

|                                                                |                                                        |               |      |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------|------|
| ※届出番号                                                          | 〇〇市特例屋外広告業届出第 号                                        |               |      |
| ※届出年月日                                                         | 年 月 日                                                  |               |      |
| フリガナ<br>氏名<br><br>及び生年月日<br>法人にあっては商号<br>又は名称、代表者の<br>氏名及び生年月日 | 生年月日      年      月      日<br>法人・個人の別   1   法人   2   個人 |               |      |
| 住所<br>法人にあっては主たる事務所の所在地                                        | 郵便番号(      —      )<br>電話番号(      )      —             |               |      |
| 1 〇〇市の区<br>域内において<br>営業を行う営<br>業所の名称及<br>び所在地                  | 営業所の名称                                                 | 営業所の所在地(郵便番号) | 電話番号 |
|                                                                |                                                        |               |      |



## (第二面)

|                                     |                   |       |       |
|-------------------------------------|-------------------|-------|-------|
| 2 業務主任者の<br>氏名及び所属する<br>営業所の名称      | 所属営業所名            | 氏 名   | 摘 要   |
|                                     |                   |       |       |
| 3 ○○県屋外広告物<br>条例第○条の登録番号<br>及び登録年月日 | 登録番号              |       | 登録年月日 |
|                                     |                   |       |       |
| 3 他の地方公共<br>団体(○○県を除く。)に<br>おける登録番号 | 登録を受けた<br>地方公共団体名 | 登録年月日 | 登録番号  |
|                                     |                   |       |       |

## 備考

- ※印のある欄には記入しないこと。
- 「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

年 月 日

〇〇市長 様

住所

氏名

法人にあっては主たる事務所の所在

地、商号又は名称及び代表者の氏名

## 特 例 屋 外 広 告 業 届 出 事 項 変 更 届 出 書

屋外広告物条例第三十条の二の二第三項の規定により、次のとおり届出をします。

|                                                                    |                                            |       |       |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------|-------|
| 届出番号                                                               | 〇〇市特例屋外広告業届出第 号                            |       |       |
| 届出年月日                                                              | 年 月 日                                      |       |       |
| フリガナ<br>氏名<br><br>及び生年月日<br><br>法人にあっては商号<br>又は名称、代表者の<br>氏名及び生年月日 | 生年月日 年 月 日<br>法人・個人の別 1 法人 2 個人            |       |       |
| 住所<br><br>法人にあっては主たる<br>事務所の所在地                                    | 郵便番号(      —      )<br>電話番号(      )      — |       |       |
| 〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録番号<br>及び登録年月日                                      | 登録番号                                       | 登録年月日 |       |
|                                                                    |                                            |       |       |
| 変更に係る事項                                                            | 変更前                                        | 変更後   | 変更年月日 |
|                                                                    |                                            |       |       |

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

## 屋外広告物禁止地域標柱取扱要領

(平成 11 年 4 月 26 日制定)

### (目的)

**第 1 条** この要領は、関係土木事務所、及び厚木土木事務所東部センター及び県西土木事務所小田原土木センター（以下「関係土木事務所等」という。）における神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する屋外広告物の禁止地域等（以下「禁止地域」という。）であることを表示する標柱（以下「標柱」という。）の設置及び維持管理等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (標柱の標準的規格)

**第 2 条** 標柱の規格は、別紙の標準的規格を参考にするものとする。

### (標柱設置場所)

**第 3 条** 標柱を設置する場所は、関係土木事務所等の管内及び管内に事務処理の特例に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 41 号）による屋外広告物事務移譲市町村がある場合はその区域（以下「管内」という。）において、標柱の設置により当該禁止地域の周知が図られる場所で、禁止地域内又は禁止地域に隣接する道路敷、河川敷、県有地及び国有地等の公有地又は民有地であって、設置にあたり、無償で占用許可又は使用承諾等が受けられる場所を前提条件とするものとする。ただし、次の各号に該当する場合には設置しないものとする。

- (1) 新禁止地域が改正前禁止地域と重複して指定されている等により、禁止地域の周知が図られ、新たに標柱を設置する必要がない場合
- (2) 当該禁止地域が道路等に隣接していない等により、ほとんど人目に触れず、広告宣伝効果がないなど、今後、違反屋外広告物の表示等が予想されない場合

### (標柱の設置)

**第 4 条** 標柱の設置は、所管の関係土木事務所等において、業者施工により行い、次に掲げる事務のほか、必要な事務処理を行うものとする。

- (1) 設置場所確保の手続き
- (2) 業者施工契約に係る必要な事務処理

### (年度末報告)

**第 5 条** 関係土木事務所長、及び厚木土木事務所東部センター所長及び県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「関係土木事務所長等」という。）は、標柱の補修、建替又は新設が必要となった場合には、毎年度末までに「禁止地域標柱補修・建替・新設希望報告書」（別記様式）により、都市整備課長に報告するものとする。

**（設置本数の決定）**

**第 6 条** 都市整備課長は、前条の報告を基に、翌年度において、設置する標柱を予算の範囲内で決定し、関係土木事務所長等に通知するとともに、標柱の設置に係る予算の再配当を行うものとする。

**（標柱の設置完了報告）**

**第 7 条** 関係土木事務所長等は、標柱の設置が完了したときは、すみやかに標柱の写真を添付して文書により都市整備課長に報告するものとする。

**（標柱の維持管理等）**

**第 8 条** 関係土木事務所長等は、管内の標柱を良好な状態で保持するために、必要な維持管理を行うものとする。

**（台帳等による管理）**

**第 9 条** 関係土木事務所長等は、平成 11 年度に実施する禁止地域標柱設置状況調査において作成した「屋外広告物禁止地域標柱設置状況調査表」及び標柱の写真を活用するなどにより、管内のすべての標柱について台帳による管理を行うものとする。

**（県有財産規則による事務処理）**

**第 10 条** 管内の標柱が、神奈川県県有財産規則（昭和 59 年神奈川県規則第 40 号。以下「県有財産規則」という。）に基づく、工作物に該当する場合は、前条の台帳等による管理とは別に、県有財産規則の規定に基づいて事務処理を行うものとする。

**（設置場所確保の継続）**

**第 11 条** 関係土木事務所長等は、標柱の設置場所確保に係る占用許可等の継続について、必要な事務処理を行うものとする。

**（神奈川県屋外広告物条例規制図への表記）**

**第 12 条** 関係土木事務所長等は、円滑な許可事務及び是正指導に資するため、神奈川県屋外広告物条例規制図に標柱設置場所を表記するものとする。

**附 則**

この要領は、平成 11 年 4 月 26 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年７月１日から施行する。

## 標 柱 の 標 準 的 規 格

- |   |         |                               |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 長 さ     | 1,950mm (地上 1,350mm、地中 600mm) |
| 2 | 材 質     | 鉄骨 120mm 角又は杉 120mm 角         |
| 3 | 処 理     | 地中埋設部分には、防錆又は防腐処理             |
| 4 | 基礎等     |                               |
|   | (1)     | 鉄骨柱は、転倒防止に必要なコンクリート基礎施工       |
|   | (2)     | 木材柱は、転倒防止に必要な土中杭止め等施工         |
| 5 | 仕上 げ    | 白ペンキ 2 回塗り、黒文字 (縦書き) 仕上げ      |
| 6 | 表示内容    |                               |
|   | (1) 正 面 | 屋外広告物掲出禁止地域 神奈川県              |
|   | (2) 右側面 | 禁止地域の範囲 (○○○○○)               |
|   | (3) 左側面 | 禁止地域から除かれる地域 (○○○○○)          |
|   | (4) 裏 面 | ○年○月○日設置                      |

## 標柱側面の表示例

- 例 1

|              |                                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 禁止地域の範囲      | ( 東名高速道路の両外側 500 メートル以内で、当該道路から展望できる場所ただし、裏面表示の場所を除く )                    |
| 禁止地域から除かれる地域 | ( 都市計画法に基づく次の用途地域<br>第一種住居地域、第二住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 ) |

例 2

|              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| 禁止地域の範囲      | ( 富士箱根伊豆国立公園の特別地域 )                |
| 禁止地域から除かれる地域 | ( 都市計画法に基づく次の用途地域<br>商業地域、近隣商業地域 ) |

例 3

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 禁止地域の範囲 | ( 神奈川県立自然公園の特別地域 ) |
|---------|--------------------|

例 4

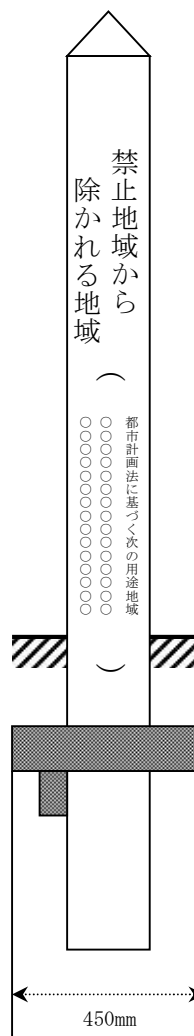
|         |              |
|---------|--------------|
| 禁止地域の範囲 | ( ○○緑地保全地区 ) |
|---------|--------------|

例 5

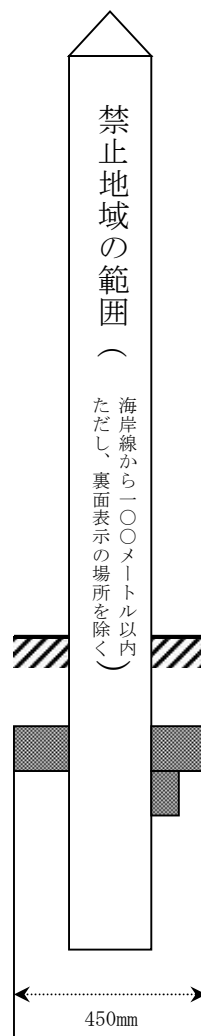
|         |                |
|---------|----------------|
| 禁止地域の範囲 | ( ○○自然環境保全地域 ) |
|---------|----------------|

※ 例 3～例 5 には、禁止地域から除かれる地域はありません。

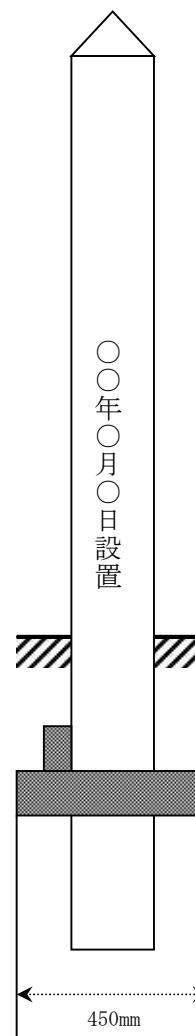
左側面図



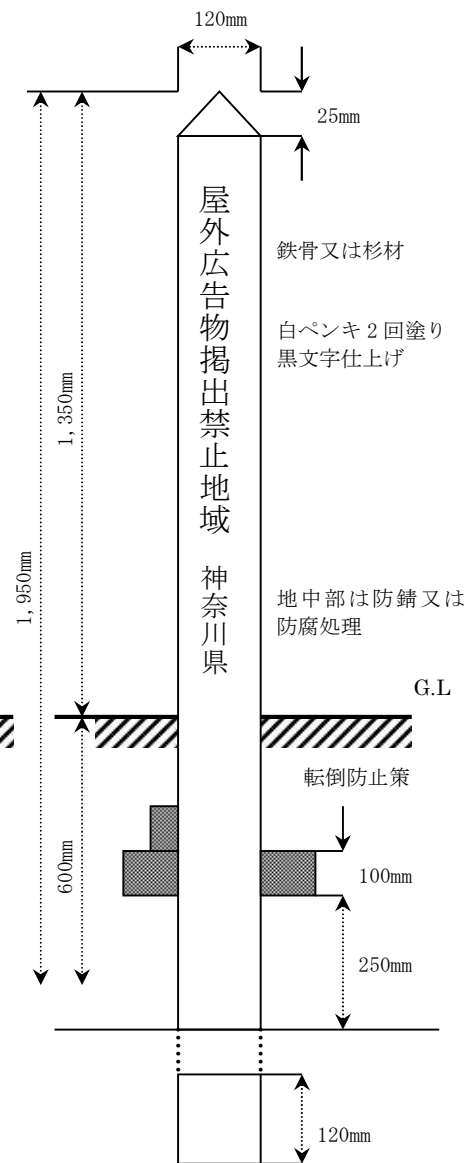
右側面図



## 裏面図



正面図



必要により、コンクリート基礎施工

禁止地域標柱補修・建替・新設希望報告書

事務所名

このことについて、管内の標柱に補修・建替又は新たに標柱設置の必要がありますので、次のとおり報告します。

| No. | 区 分                         | 禁止地域の種類 | 設置場所                                                                                                | 土地状況                                                                                                                                                           | 所在地 | 土地所有者           | 標柱表示の内容 | 希望標柱                                                         | 土地確保方法                                                                |
|-----|-----------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------|---------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|     | <input type="checkbox"/> 補修 |         | <input type="checkbox"/> 道路敷<br><input type="checkbox"/> 河川敷<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 | <input type="checkbox"/> アスファルト<br><input type="checkbox"/> コンクリート<br><input type="checkbox"/> 土<br><input type="checkbox"/> 砂<br><input type="checkbox"/> その他 |     |                 | 〔範囲〕    | <input type="checkbox"/> 鉄 柱<br><input type="checkbox"/> 木 柱 | <input type="checkbox"/> 占用許可等<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 |
|     | 〔除外地域〕                      |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 建替 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 新設 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | 理 由                         |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     | 補修内容<br>(補修の場合) |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 補修 |         | <input type="checkbox"/> 道路敷<br><input type="checkbox"/> 河川敷<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 | <input type="checkbox"/> アスファルト<br><input type="checkbox"/> コンクリート<br><input type="checkbox"/> 土<br><input type="checkbox"/> 砂<br><input type="checkbox"/> その他 |     |                 | 〔範囲〕    | <input type="checkbox"/> 鉄 柱<br><input type="checkbox"/> 木 柱 | <input type="checkbox"/> 占用許可等<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 |
|     | 〔除外地域〕                      |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 建替 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 新設 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | 理 由                         |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     | 補修内容<br>(補修の場合) |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 補修 |         | <input type="checkbox"/> 道路敷<br><input type="checkbox"/> 河川敷<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 | <input type="checkbox"/> アスファルト<br><input type="checkbox"/> コンクリート<br><input type="checkbox"/> 土<br><input type="checkbox"/> 砂<br><input type="checkbox"/> その他 |     |                 | 〔範囲〕    | <input type="checkbox"/> 鉄 柱<br><input type="checkbox"/> 木 柱 | <input type="checkbox"/> 占用許可等<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 |
|     | 〔除外地域〕                      |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 建替 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 新設 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | 理 由                         |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     | 補修内容<br>(補修の場合) |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 補修 |         | <input type="checkbox"/> 道路敷<br><input type="checkbox"/> 河川敷<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 | <input type="checkbox"/> アスファルト<br><input type="checkbox"/> コンクリート<br><input type="checkbox"/> 土<br><input type="checkbox"/> 砂<br><input type="checkbox"/> その他 |     |                 | 〔範囲〕    | <input type="checkbox"/> 鉄 柱<br><input type="checkbox"/> 木 柱 | <input type="checkbox"/> 占用許可等<br><input type="checkbox"/> その他<br>〔 〕 |
|     | 〔除外地域〕                      |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 建替 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | <input type="checkbox"/> 新設 |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     |                 |         |                                                              |                                                                       |
|     | 理 由                         |         |                                                                                                     |                                                                                                                                                                |     | 補修内容<br>(補修の場合) |         |                                                              |                                                                       |

※1 優先順に記入する。  
※2 □印には、該当するものにレ印を付ける。  
※3 「標柱表示の内容」欄の「範囲」は、禁止地域に範囲を、「除外地域」は、禁止地域から除かれる地域をいう。  
※4 「希望標柱」欄については、建替又は新設の場合に記入する。また、補修の場合には、「希望標柱」欄を「材質等」欄に読み替えて記入する。  
● 事務所管内図等に標柱の場所を表示したものを添付してください。

## 神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、下記第2に規定する屋外広告物を表示するにあたり、神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号。以下「規則」という。）別表第3の許可基準のほか必要な事項を定めるものとする。

### 第2 適用範囲

この要綱による広告物は、規則別表第3の「電車の外面を利用するもの」の基準の2によるもの及び「路線バスの外面を利用するもの」の基準の2によるもの（以下「車体利用広告物」という。）とする。

### 第3 ガイドライン

神奈川県は、景観との調和や識別性、交通安全性、青少年保護、消費者保護等への対応の観点から、別添神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を示すものとする。

### 第4 広告主等の責務

- 1 広告主は、車体利用広告物について自己責任をもって、ガイドラインに基づき広告代理店（広告制作会社）に依頼するものとする。
- 2 広告代理店（広告制作会社）は、車体利用広告物について自己責任をもって、ガイドラインに基づき節度のある広告物を作成するものとする。

### 第5 交通事業者の責務

交通事業者は、車体利用広告物について自己責任をもって、次の方法により表示するものとする。

- 1 交通事業者は、神奈川県が示したガイドラインにより車体利用広告物に関する自主審査基準を設ける。
- 2 交通事業者は、学識経験者等のデザインの専門家を構成員とする「自主審査委員会」を設置し、景観の実態把握を基に自主審査基準によりデザインの審査を行う。
- 3 交通事業者は、走行した場合に背景となる景観について、自然地域、商業地域、住宅地域、工業地域等の実態を把握する。

### 第6 自主審査結果報告

交通事業者は、車体利用広告物の許可申請時に、自主審査結果を別記様式により土木事務所長、厚木土木事務所東部センター所長、県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「土木事務所長等」という。）又は権限移譲市町村長に提出するものとする。



## 第7 自主審査基準等の提出

- 1 交通事業者は、車体利用広告物を表示しようとする場合においては、自主審査基準及び自主審査委員会名簿を土木事務所長等又は権限移譲市町村長に提出するものとする。
- 2 交通事業者は、自主審査基準及び自主審査委員会名簿を変更したときは、遅滞なく、その旨を土木事務所長等又は権限移譲市町村長に提出するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成14年12月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(別記 様式)

電車・路線バス車体利用広告物自主審査報告書

年 月 日

殿

報 告 者 住 所  
(自主審査委員会の代表者) 職 業  
氏 名  
電話番号

車体利用広告について、自主審査を行ったので次のとおり報告します。

|                                |                  |                                                                             |                                             |                                             |                                             |                                             |       |  |
|--------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-------|--|
| 車<br>体                         | 種 別              | 電車 ・ 路線バス                                                                   |                                             |                                             |                                             | 広<br>告<br>主                                 | 住 所   |  |
|                                | 車 両<br>番 号       |                                                                             |                                             |                                             |                                             |                                             | 会 社 名 |  |
|                                | 両数               |                                                                             |                                             |                                             |                                             |                                             | 代表者氏名 |  |
|                                |                  |                                                                             |                                             |                                             |                                             |                                             | 電話番号  |  |
|                                | 広告内容             |                                                                             |                                             |                                             |                                             |                                             |       |  |
| 営業所名                           |                  |                                                                             |                                             |                                             | 自主<br>審査日                                   | 年 月 日                                       |       |  |
| 主な経路<br>（ 景観の実<br>態把握の<br>状況 ） |                  |                                                                             |                                             |                                             |                                             |                                             |       |  |
| 表示期間                           |                  | 年 月 日 ～ 年 月 日                                                               |                                             |                                             |                                             |                                             |       |  |
| 審<br>査<br>内<br>容               | 項 目              |                                                                             |                                             |                                             |                                             | チェック<br>(レ)                                 |       |  |
|                                | 許<br>可<br>基<br>準 | ① 電車における一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当外面の面積の10分の1以下であることとし、当該電車の屋根及び底面には広告物を表示しないこと。 |                                             |                                             |                                             |                                             |       |  |
|                                |                  | 電車の面積<br>全 体<br>( 広 告 )                                                     | 前 面<br>m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | 後 面<br>m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | 側 面<br>m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) | 側 面<br>m <sup>2</sup><br>( m <sup>2</sup> ) |       |  |

|                           |        |                                                                                                                               |  |
|---------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン |        | ② 路線バスにおける表示の位置は、前面以外の外面とすることとし、当該路線バスの車体の窓の上端から上部は、広告物の地色1色とすること。                                                            |  |
|                           |        | ③ 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示できない。                                                                                                    |  |
|                           |        | ④ 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示できない。                                                                          |  |
|                           |        | ⑤ 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置できない。                                                                       |  |
|                           |        | ⑥ 電車又は路線バスは、知事が指定する区域を走行しないものであること。                                                                                           |  |
|                           | 景観との調和 | ① 路線のあらゆる景観と調和したデザインとする。<br>・ まちや自然の景観を「地」と考え、車体利用広告を含む車体全体を「図」と考える。<br>・ 車体の広告面の地色を「地」と考え、広告表現のモチーフ（背景、商品、人物、文字等）の色を「図」と考える。 |  |
|                           |        | ② デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容は避ける。                                                                                       |  |
|                           |        | ③ 1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストレーション）等のうちから2つ以上を表示するときは、そのうち一つを主として表示し、他は面積比を小さくする。                                                 |  |
|                           |        | ④ 彩度10以上の高彩度色は、広告面の「地」には使用しない。                                                                                                |  |
|                           |        | ⑤ 人間の身体の部分（顔、手、足他）を強調した広告表現には十分注意する。                                                                                          |  |
|                           | 識別性    | ① 路線バスは、各側面には乗客が見やすい場所にバス会社名を表示すること。                                                                                          |  |
|                           |        | ② 路線バスは、法令等に基づく、行先、運行系統、運賃支払方法、出入口、社名、車いすのステッカー等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。                                                          |  |
|                           |        | ③ 電車は、法令等に基づく、行先、車号、側灯等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。                                                                                   |  |
|                           | 交通安全性  | ① 後部の色がテールランプの色と紛らわしいものとなっていない。                                                                                               |  |
|                           |        | ② 地色が信号機又は道路標識等の効果を妨げるものに該当しない。                                                                                               |  |
|                           |        | ③ ストーリー性のある漫画（4コマ漫画等）に該当しない。                                                                                                  |  |
|                           |        | ④ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるものに該当しない。                                                                                             |  |
|                           |        | ⑤ 車体の換気口やスピーカー口をラッピングで塞ぐデザインとなっているものに該当しない。                                                                                   |  |
|                           |        | ⑥ 広告面にヘッドコピー、ボディコピー等を入れる際、読み取り難い文字、デザインによって表示されていない。                                                                          |  |



神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物  
ガイドライン

令和 2 年 10 月 1 日

神奈川県

## 1 対象

電車又は路線バスの外面を利用するもので、規則別表第3の「電車の外面を利用するもの」の基準の2によるもの及び「路線バスの外面を利用するもの」の基準の2によるもの（以下、「車体利用広告物」という。）を対象とします。

ただし、路線バスは、使用の本拠地が神奈川県屋外広告物条例の適用地域内にあるものに限りま

## 2 趣旨

電車及び路線バスは公共交通機関であることから、広告主や広告制作会社（広告代理店）、交通事業者は、それぞれの立場で周囲の景観との調和や利用者に与える影響を考慮する必要があります。

そのため、交通事業者に対して、許可基準を補完するためガイドラインを次のように示します。

## 3 概要

車体利用広告物のガイドラインの概要は次のとおりです。

### (1) 景観との調和

車体利用広告物は、路線のあらゆる背景となる景観を考慮したデザインが求められます。

景観と調和したデザインの考え方

～背景となる景観を考慮したデザイン～

- まちや自然の景観を「地」と考え、車体利用広告物の車体を「図」と考える。
- 広告面の地色を「地」と考え、モチーフ（商品、人物、文字等）の色を「図」と考える。

### (2) 公共交通機関としての識別性の確保

路線バスは、利用者がバス会社名や行先等を容易に判別できることが必要です。

また、電車、路線バスは、法令等に基づいた行先、運賃支払方法、車いすのマーク等の表示についても、明確に識別できるよう配慮する必要があります。

### (3) 交通安全性の確保

車体利用広告物による交通事故発生の可能性が考えられることから、一瞬の不注意で大惨事を招かないよう、交通安全性を確保する必要があります。

### (4) 青少年の保護、人権の尊重、消費者保護等の確保

公共交通機関である電車・路線バスは、青少年も利用し、見る機会が多い広告媒体であることから、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、その他社会風紀を乱すおそれがあるものは、車体利用広告物として望ましくありません。

(5) 県民の車体利用広告物に対する意見の反映

各鉄道会社は電車について、（一社）神奈川県バス協会は路線バスについて、県民の車体利用広告物に対する意見を集約し、その意見を広告物の取扱いに反映することが求められます。

神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン

| 項目     | ガイドライン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 電車                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 路線バス                                                                                                         |
| 景観との調和 | <p>① 路線のあらゆる景観と調和したデザインとする。<br/>（背景となる景観と調和したデザインの考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちや自然の景観を「地」と考え、車体利用広告物を含む車体全体を「図」と考える。</li> <li>・ 車体の広告物面の地色を「地」と考え、広告表現のモチーフ（背景、商品、人物、文字等）の色を「図」と考える。</li> </ul> <p>② デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容は避ける。</p> <p>③ 1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストレーション）等のうちから2つ以上を表示するときは、そのうち一つを主として表示し、他は面積比を小さくする。</p> <p>④ 彩度10以上の高彩度色は、広告面の「地」には使用しない。</p> <p>⑤ 人間の身体の部分（顔、手、足等）を強調した広告表現には十分注意する。</p> |                                                                                                              |
| 識別性    | <p>① 法令等に基づく、行先、車号、側灯等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>① 各側面には乗客が見やすい場所にバス会社名を表示すること。</p> <p>② 法令等に基づく、行先、運行系統、運賃支払方法、出入り口、社名、車いすのステッカー等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。</p> |
| 交通安全性  | <p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <p>① 後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの</p> <p>② 地色が信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの</p> <p>③ ストーリー性のある漫画（4コマ漫画等）</p> <p>④ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの</p> <p>⑤ 車体の換気口やスピーカー口をラッピングで塞ぐデザインとなっているもの</p> <p>⑥ 広告面にヘッドコピー、ボディコピー等を入れる際、読み取り難い文字、デザインによって表示すること</p>                                                                                                                                                                                    |                                                                                                              |
| 青少年保護  | <p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <p>① 暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>② ギャンブルを肯定等するもの</p> <p>③ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p> <p>④ 性を意識させるようなデザイン</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                              |



|       |                                                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人権の尊重 | <p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <p>① 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるもの</p> <p>② 人の人格、身体、思想等を侵害するもの</p> <p>③ 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの</p> <p>④ 人又は法人等の名誉等を毀損するもの</p>                            |
| 消費者保護 | <p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <p>① 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>② 法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの</p> <p>③ 資格に基づかない者が行う療法等に関するもの</p> <p>④ 誇大・比較広告等手法上議論があるもの</p> <p>⑤ 責任の所在が明確でないもの</p> |
| その他   | <p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <p>① 卑猥な内容・デザインのもの</p> <p>② 風俗営業に関連するもの</p> <p>③ 布教を目的とするもの</p> <p>④ 政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの</p> <p>⑤ その他社会風紀を乱す恐れのあるもの</p>                           |

## 神奈川県投影広告物等ガイドライン

令和 6 年 4 月 1 日

神 奈 川 県

## 1 対象

本ガイドラインは、プロジェクションマッピングなど建築物等に光で投影する方法により表示される広告物（以下「投影広告物」という。）及びディスプレイなど電子的な表示機器を用いた広告物（以下「電光表示装置」という。）を対象とします。

## 2 趣旨

投影広告物や電光表示装置（以下「投影広告物等」という。）は、光や音を発するため、掲出にあたっては特に景観、周辺環境及び安全性への配慮が求められます。

そこで、光害の防止や騒音への配慮、景観誘導を行うため、神奈川県屋外広告物条例施行規則で定める許可基準を補完するガイドラインを次のように示します。

## 3 概要

### (1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

#### ア 明るさ・色彩の配慮

投影広告物は、プロジェクターの光源が周辺環境に影響を及ぼさないよう、プロジェクターの設置位置には十分配慮すること。

電光表示装置は、周囲の景観に調和した明るさ（輝度）とし、反射・映り込み防止フィルムの使用等により画面を見やすくするとともに、明るさを抑える工夫を行うこと。

特に、投影広告物等を信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。

#### イ 過度な光点滅等による安全性への影響の防止

過度な光の点滅や急激な場面転換等は、周囲の景観や人々の健康を阻害するおそれがあるため、映像の製作にあたっては以下の事項に配慮すること。

(ア) 「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」（日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟）を踏まえ、次の事項を遵守すること。

a 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。

(a) 「鮮やかな赤色」の点滅は、特に慎重に扱うこと。

(b) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。

(c) (a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。

b コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。

- c. 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることを避けること。
- (i) サプリミナル的（潜在意識に働きかける）表現手法は避けること。
- (u) 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。
- (e) スクリーンとなる壁面等に投影する際は、その壁面等から光がはみ出さないこと。
- ウ 住環境への配慮  
    住環境への配慮が求められる地域では、周辺環境に応じて適切な表示時間を設定すること。原則として午後10時から午前6時までは表示を避けること。  
    また、周囲の建物への光の反射には十分留意すること。
- エ 道路交通への配慮  
    計画している投影広告物等が道路交通法及び神奈川県道路交通法施行細則をはじめとした関係法令に抵触するか否かについて疑義が生じる場合は、所轄警察署に相談すること。
- オ 自然環境への配慮  
    人工光は動植物に様々な形で影響を及ぼす可能性があることから、投影広告物等の設置に当たっては、輝度や光の方向、表示時間帯等に配慮すること。

## (2) 音声に関する配慮

- 電光表示装置は、原則として音声は出さないこと。
- また、音声を出す場合には、周辺環境の悪化等を考慮し、音量や時間帯に十分配慮すること。

## (3) 表示内容に関する配慮

- 屋外に掲出される投影広告物等は、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、迷惑行為を助長する可能性があるもの、その他公序良俗に反するおそれがあるものは表示しないよう、十分配慮すること。

## (4) 投影広告物を掲出する場合の物件管理者等との事前調整

- ア 投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
- イ 投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
- ウ 文化財への投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損（物理的なものだけでなく、イメージ等の毀損も含む。）がないよう実施するとともに、文化財の所管部署及び文化財の管理者等と必要な調整を行うこと。

## (5) 関係法令等の遵守

- その他、必要な関係機関との調整を行い、関係法令等を遵守すること。

(6) **自主審査**

投影広告物等を掲出する場合は、掲出する投影広告物等が本ガイドラインに適合していることを、自主審査により事前に確認すること。

神奈川県投影広告物等ガイドライン 自主審査チェックシート

| No.                          | チェック項目                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | チェック |
|------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮 |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 1                            | ア<br>明るさ・色彩の配慮            | 投影広告物は、プロジェクターの光源が周辺環境に影響を及ぼさないよう、プロジェクターの設置位置には十分配慮すること。                                                                                                                                                                                                                                         |      |
| 2                            |                           | 電光表示装置は、周囲の景観に調和した明るさ（輝度）とし、反射・映り込み防止フィルムの使用等により画面を見やすくするとともに、明るさを抑える工夫を行うこと。                                                                                                                                                                                                                     |      |
| 3                            |                           | 投影広告物等を信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。                                                                                                                                                                                                                                |      |
| 4                            | イ<br>過度な光点滅等による安全性への影響の防止 | 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。<br>(a) 「鮮やかな赤色」の点滅は、特に慎重に扱うこと。<br>(b) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。<br>(c) (a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。 |      |
| 5                            |                           | コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。                                                                                                                                                                                                            |      |
| 6                            |                           | 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることを避けること。                                                                                                                                                                                                                                                |      |
| 7                            |                           | サブリミナル的（潜在意識に働きかける）表現手法は避けること。                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |
| 8                            |                           | 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。                                                                                                                                                                                                                                                            |      |
| 9                            |                           | スクリーンとなる壁面等に投影する際は、その壁面等から光がはみ出さないこと。                                                                                                                                                                                                                                                             |      |
| 10                           | ウ<br>環境への配慮               | 住環境への配慮が求められる地域では、周辺環境に応じて適切な表示時間を設定すること。原則として午後10時から午前6時までは表示を避けること。                                                                                                                                                                                                                             |      |

|                               |                        |                                                                                                                                  |  |
|-------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 11                            |                        | 周囲の建物への光の反射には十分留意すること。                                                                                                           |  |
| 12                            | 通エ<br>への道<br>配慮路交      | 計画している投影広告物等が道路交通法及び神奈川県道路交通法施行細則をはじめとした関係法令に抵触するか否かについて疑義が生じる場合は、所轄警察署に相談すること。                                                  |  |
| 13                            | 境オ<br>への自<br>配慮然<br>環境 | 人工光は動植物に様々な形で影響を及ぼす可能性があることから、投影広告物等の設置に当たっては、輝度や光の方向、表示時間帯等に配慮すること。                                                             |  |
| (2) 音声に関する配慮                  |                        |                                                                                                                                  |  |
| 14                            |                        | 電光表示装置は、原則として音声は出さないこと。                                                                                                          |  |
| 15                            |                        | 音声を出す場合には、周辺環境の悪化等を考慮し、音量や時間帯に十分配慮すること。                                                                                          |  |
| (3) 表示内容に関する配慮                |                        |                                                                                                                                  |  |
| 16                            |                        | 屋外に掲出される投影広告物等は、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、迷惑行為を助長する可能性があるもの、その他公序良俗に反するおそれがあるものは表示しないよう、十分配慮すること。 |  |
| (4) 投影広告物を掲出する場合の物件管理者等との事前調整 |                        |                                                                                                                                  |  |
| 17                            |                        | 投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得ていること。                                                                                                        |  |
| 18                            |                        | 投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。                                                                                                   |  |
| 19                            |                        | 文化財への投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損（物理的なものだけでなく、イメージ等の毀損も含む。）がないよう実施するとともに、文化財の所管部署及び文化財の管理者等と必要な調整を行うこと。                                 |  |
| (5) 関係法令等の遵守                  |                        |                                                                                                                                  |  |
| 20                            |                        | その他、必要な関係機関との調整を行い、関係法令等を遵守すること。                                                                                                 |  |

※ ガイドラインに適合している項目はチェック欄に「レ」、適合していない項目は「×」、申請する広告物が該当しない項目は「－」を記入してください。

※ 確認者欄には、自主審査を行った方の職・氏名を記入してください。

※ 本チェックシートは、申請時に申請書類に添付して提出してください。

年 月 日

確認者（職・氏名）：

## 違反屋外広告物（広告塔、広告板）是正指導要領

（平成 8 年 6 月 13 日制定）

### 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

### 第 2 章 実態調査（第 5 条～第 6 条）

### 第 3 章 是正の指導（第 7 条～第 8 条）

#### 第 1 節 無許可の許可基準適合屋外広告物の是正の指導（第 7 条～第 8 条）

#### 第 2 節 許可基準不適合屋外広告物の是正の指導（第 9 条～第 10 条）

#### 第 3 節 禁止地域及び禁止物件に係る是正の指導（第 11 条～第 12 条）

#### 第 4 節 許可の取消しの対象となる屋外広告物の是正の指導（第 13 条～第 14 条）

#### 第 5 節 禁止屋外広告物の是正の指導（第 15 条～第 16 条）

### 第 4 章 勧告（第 17 条～第 18 条）

### 第 5 章 聴聞（第 19 条～第 21 条）

### 第 6 章 許可の取消処分（第 22 条～第 24 条）

### 第 7 章 措置命令（第 25 条～第 27 条）

### 第 8 章 告発（第 28 条～第 29 条）

### 第 9 章 行政代執行（第 30 条～第 32 条）

### 第 10 章 雑則（第 33 条）

## 第 1 章 総則

### （目的）

**第 1 条** この要領は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）に基づく神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）に違反する広告塔、広告板の是正指導事務について標準的な取扱い及び必要な事項を定めるものとする。

### （是正指導の対象屋外広告物及び対象者）

**第 2 条** 広告塔及び広告板で、条例第 2 条又は第 3 条の規定に違反して表示又は掲出されているもの（以下「違反屋外広告物」という。）について、是正指導を実施するものとする。

2 是正指導の対象者は、広告主（前項の違反屋外広告物を表示する者及び掲出する物件を設置する者をいう。）及び管理者（前項の違反屋外広告物を管理する者をいう。）とする。

### （是正指導事務の内容）

**第 3 条** この要領で定める是正指導事務の内容は次のとおりとする。

- （1） 条例第 2 条に基づく許可申請の指導
- （2） 条例第 15 条に基づく許可の取消し並びに改修、移転、除却及びその他必要な措



置の命令

- (3) 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条に基づく告発
- (4) 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条に基づく代執行

#### （是正指導事務における留意点）

**第 4 条** 是正指導事務を行うにあたっては次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 是正指導事務において文書により行うときは、広告主及び管理者全員に対して行うことを原則とし、電話又は面接により行うときは広告主に対して行うことを原則として、その内容を広告主及び管理者全員に伝達する。
- (2) 是正指導事務においては、他法令との関連に留意し関係機関との連携に努める。

## 第 2 章 実態調査

#### （実態調査計画等の策定）

**第 5 条** 屋外広告物の実態把握、その後の是正指導による適正化の促進に資するため、あわせて制度の普及啓発を図るため、実態調査を実施するものとする。実態調査は効率的及び効果的に行い、さらに是正指導の公平さを確保する観点から実態調査計画を策定し、調査要領を別途作成のうえで実施する。調査要領に盛り込む主な項目は次のとおりとする。

- (1) 重点調査地区 屋外広告物が多数掲出されている地域その他調査が必要な地域を対象として、重点的優先的に是正指導を行うべき地区
- (2) 調査の手順
  - ア 事前準備 調査地区図面（規制地域区分図、都市計画図、明細地図）作成、既許可屋外広告物一覧表の作成
  - イ 現地調査
    - (ア) 2 人 1 組を原則とする。
    - (イ) 規制地域区分の確認、広告物の規模等の計測、設置者等調査、写真撮影を行う。
    - (ウ) 「身分証明書」（神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和 24 年神奈川県規則第 87 号。以下「規則」という。）第 7 号様式）等を必ず携帯する。
    - (エ) 調査物件の所有者等に対しては、屋外広告物制度周知パンフレットを同時に配付する。
  - ウ 違反屋外広告物実態調査票（第 1 号様式）の記入  
現地で記入する。
  - エ 設置者等の調査  
現地で確認できなかったものについて、電話帳等により補完調査する。
  - オ 違反屋外広告物台帳（第 2 号様式）の作成  
違反屋外広告物と確認されたものについて違反屋外広告物台帳を作成する。その場合には、位置図、明細図、写真等を添付する。
  - カ 是正指導の内容別分類

違反屋外広告物台帳を指導の内容別に分類する。

(3) 指導方針の決定

土木事務所長、厚木土木事務所東部センター所長及び県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「所長」という。）は、確認された違反屋外広告物の指導方針を決定する。

(パトロール等又は外部からの通報による調査)

**第6条** パトロール等による発見並びに外部からの通報及び処分等の求めがあった場合は、前条第1項2号に準じて調査を開始する。

### 第3章 是正の指導

#### 第1節 無許可の許可基準適合屋外広告物の是正の指導

(是正の指導における基本的な考え方)

**第7条** 許可地域における許可基準に適合しているが無許可で掲出されている違反屋外広告物の是正の指導にあたっては、許可申請を行うことを指導する。

(是正指導の方法)

**第8条** 是正指導の方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 許可指導文書（第3号様式）を次に掲げる事項に留意のうえ送付する。
  - ア 「屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書」（規則第1号様式）（以下「許可申請書」という。）及び屋外広告物制度周知パンフレットを同封する。
  - イ 発送は普通郵便とする。
  - ウ 指定期限は発送の日から4週間程度経過した日とする。
- (2) 指定期限までに許可申請がないときは、次に掲げる事項に留意のうえ電話により許可指導を行う。
  - ア 許可指導文書が送達されていることを確認する。
  - イ 許可申請を行えない事情を聴取する。
  - ウ 許可申請を行う期限を設定する。
- (3) 指定期限までに許可申請がないときは、次に掲げる事項に留意のうえ許可指導文書（再指導）（第4号様式）を次に掲げる事項に留意のうえ送付する。
  - ア 発送は普通郵便とする。
  - イ 指定期限は発送の日から2週間程度経過した日を設定する。
- (4) 指定期限までに許可申請がないときは、必要に応じて現地調査のうえで、次に掲げる事項に留意のうえ、訪問許可指導通知（第5号様式）を送付したうえで広告主又は管理者の事務所等に赴き、面接のうえ指導する。
  - ア 訪問許可指導通知の発送は普通郵便とする。
  - イ 指導経過を詳細に説明のうえ、事情聴取を行う。
  - ウ 履行期限を定め、不履行のときは勧告の対象となることを口頭で教示する。

- (5) 所長は、第1号から前号の指導を行っても許可申請がないときは指導経過及び事情を勘案し以後の指導方針を決定する。
- (6) 第1号から前号の指導経過は、その都度違反屋外広告物台帳に記載する。

## 第2節 許可基準不適合屋外広告物の是正の指導

### (是正の指導における基本的な考え方)

**第9条** 許可地域における許可基準不適合屋外広告物の是正の指導にあたっては、許可基準に適合するよう改修を行うこと、掲出が認められる地域に移転を行うこと及び除却を行うことのうち、いずれかを広告主及び管理者に選択させ、この履行について指導する。

### (是正指導の方法)

**第10条** 改修、移転及び除却の是正について、その計画書（以下「是正計画書」という。）の提出を求め、その履行を指導する。

- (1) 是正指導文書（第6号様式）を次に掲げる事項に留意のうえ発送する。
- ア 屋外広告物是正計画書（第7号様式）及び屋外広告物制度周知パンフレットを同封する。
  - イ 発送は普通郵便とする。
  - ウ 提出期限は発送の日から4週間程度経過した日とする。
  - エ 是正期限は是正内容により適宜定めるが、是正計画書の提出日から最長90日以内とする。
- (2) 提出期限までに是正計画書の提出がないときは、次に掲げる事項に留意のうえ電話により是正指導を行う。
- ア 是正指導文書が送達されていることを確認する。
  - イ 是正計画書を提出できない事情を聴取する。
  - ウ 是正計画書を提出する期限を設定する。
- (3) 提出期限までに是正計画書の提出がないときは、次に掲げる事項に留意のうえ是正指導文書（再指導）（第8号様式）を次に掲げる事項に留意のうえ送付する。
- ア 発送は普通郵便とする。
  - イ 提出期限は発送の日から2週間程度経過した日を設定する。
- (4) 提出期限までに是正計画書の提出がないときは、必要に応じて現地調査のうえで、次に掲げる事項に留意のうえ、訪問是正指導通知（第9号様式）を送付したうえで広告主又は管理者の事務所等へ赴き、面接のうえ指導する。
- ア 訪問是正指導通知の発送は普通郵便とする。
  - イ 指導経過を詳細に説明のうえ、事情聴取を行う。
  - ウ 履行期限を定め、不履行のときは勧告の対象となることを口頭で教示する。
- (5) 所長は、第1号から前号の指導を行っても是正計画書の提出が見込まれないときは、指導経過及び事情を勘案し、以後の指導方針を決定する。
- (6) 是正計画書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意のうえ取り扱う。
- ア 確実な是正履行のため、計画内容を審査し、必要な補正を指導する。

- イ 是正後の屋外広告物の表示等について新たに許可申請等を要する場合は、是正内容と是正期限等を勘案して申請期限を設定したうえで許可申請書を送付する。
- ウ 是正期限までの間、必要に応じ随時進捗状況を確認する。
- (7) 所長は、是正計画で定めた是正期限までに是正がされないとき及び新たな許可申請等の期限までに申請がされないときは、その事情を聴取し指導経過を勘案のうえ必要な取扱いを決定する。
- (8) 違反屋外広告物の是正措置が完了したときは、広告主及び管理者に対し、違反屋外広告物是正完了届（第 10 号様式）の提出を求める。
- (9) 是正完了届の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、違反屋外広告物が是正されたことを確認し、違反屋外広告物台帳に是正後の写真を貼付して指導を完了する。
- (10) 第 1 号から前号の指導経過は、その都度違反屋外広告物台帳に記載する。

### 第 3 節 禁止地域及び禁止物件に係る是正の指導

#### （是正の指導における基本的な考え方）

第 11 条 禁止地域又は禁止物件外への移転又は除却を指導する。

#### （是正指導の方法）

##### 第 12 条

- (1) 是正指導文書（第 11 号様式）を次に掲げる事項に留意のうえ発送する。
  - ア 屋外広告物是正計画書及び屋外広告物制度周知パンフレットを同封する。
  - イ 発送は普通郵便とする。
  - ウ 提出期限は発送の日から 4 週間程度経過した日とする。
  - エ 是正期限は是正内容により適宜定めるが、是正計画書の提出日から最長 90 日以内とする。
  - オ 必要に応じて事前に電話連絡する。
  - カ 是正指導文書の送付先が不明の場合には、可能であれば当該違反屋外広告物に是正指導文書を取り付けること。ただし、この場合において広告表示面を損なわない方法により行うものとする。
- (2) 以後の処理は、第 10 条第 1 項第 2 号から第 10 号に準じて行う。この場合において、再指導の是正指導文書は第 12 号様式とする。なお、違反屋外広告物の表示場所として土地を提供している者に対し、必要に応じて協力依頼文書（第 13 号様式）により協力を依頼するものとする。

### 第 4 節 許可の取消しの対象となる屋外広告物の是正の指導

#### （許可の取消しの対象となる屋外広告物）

第 13 条 許可の取消しの対象となる屋外広告物は次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 美観風致を著しく害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公衆に対し危害の及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 許可申請書に虚偽の事項があったとき。

#### (補修又は移転による是正指導の方法)

**第 14 条** 補修又は移転により是正を図ることができるものについては、以後の処理は、第 9 条及び第 10 条に準じて行う。この場合において、是正指導文書は第 14 号様式とする。

### 第 5 節 禁止屋外広告物の是正の指導

#### (是正の指導における基本的な考え方)

**第 15 条** 禁止屋外広告物については、その性質上是正の緊急性が認められる場合があるため、その物件を発見すると同時に広告主及び管理者に対し必要な措置を指導する。

#### (是正指導の方法)

**第 16 条** 所長は、電話又は面接により指導するものとするが、指導に応じないときはその事情と物件の現状からの是正の緊急性等を勘案のうえ必要な取扱いを決定する。

## 第 4 章 勧告

#### (勧告の対象)

**第 17 条** 勧告の対象は、第 7 条から前条までの指導を強化しても違反行為等の正常化が十分に行われないと認められるものとする。

#### (勧告の実施)

**第 18 条** 現状等を再確認のうえ、次に掲げる事項に留意し勧告書（第 15 号様式）により勧告する。

- (1) 勧告書を郵送するときは書留又は配達証明郵便とし、直接交付又は差し置きするときは、その状況等を記録する。
- (2) 勧告の相手方は是正指導を行った相手方と同一とし、それが複数のときは全員に対し同時に同一の内容で勧告を行う。なお、勧告する措置が除却を行うことである場合は、広告主に対してのみ勧告する。
- (3) 是正措置の指定完了期限は勧告する是正措置の内容により、郵送又は受領の期間を加えて妥当な時期を設定する。
- (4) 勧告の対象物件の特定はできるだけ詳細に記述し、勧告する是正措置についてもできるだけ具体的に記述する。なお、これを別紙とするときは割り印を押印する。
- (5) 違反屋外広告物の是正措置が完了したときは、表示又は設置者等に対し、屋外広告物是正完了届の提出を求める。
- (6) 是正完了届の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、違反屋外広告物が是正されたことを確認し、違反屋外広告物台帳に是正後の写真を貼付して指導を完

了する。

## 第5章 聴聞

### （聴聞の対象）

**第19条** 聴聞の対象は、指導及び勧告を行っても違反行為等の正常化が十分に行われないと認められるため、許可の取消処分や措置命令を行う必要があるものとする。ただし、措置命令を行うものについて、相当と認めるときには、弁明の機会の付与で足りるものとする。

### （聴聞の通知）

**第20条** 現状等を再確認のうえ、次に掲げる事項に留意し聴聞通知書（第16号様式）又は弁明通知書（第17号様式）により通知する。

- （1） 聴聞通知書又は弁明通知書を郵送するときは書留又は配達証明郵便とし、直接交付又は差し置きするときは、その状況等を記録する。
- （2） 聴聞の相手方は是正指導を行った相手方と同一とし、それが複数のときは全員に対し通知する。

### （聴聞の実施）

**第21条** 聴聞の実施の主宰、審理の方式その他聴聞の実施に関しては、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）及び神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県規則第156号）の規定により行う。

## 第6章 許可の取消処分

### （許可取消しの要件）

**第22条** 許可取消しは次の各号のいずれかに該当するときとする。

- （1） 許可申請書に虚偽の事項があったとき。
- （2） 補修又は移転による是正を指導したが、それが不履行であるとき。
- （3） 補修又は移転では是正が困難であるとき。

### （都市整備課との事前協議）

**第23条** 次に掲げる資料に基づき許可取消しの可否について、都市整備課と協議する。

- （1） 許可申請書及び添付書類等
- （2） 事実確認の経過及び指導経過
- （3） 屋外広告物の現状（カラー写真、設置位置図等）

### （取消処分）

**第24条** 前条の協議結果に基づき取消通知書（第18号様式）により通知する。

## 第7章 措置命令

### （措置命令の対象）

第25条 措置命令の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- （1） 条例若しくは規則に違反し、又は美観風致を害し若しくは公衆に対し危害を及ぼすおそれがあり、改修、移転、除却及びその他必要な措置を要するとき。
- （2） 違反屋外広告物に係る是正のための指導経過から、行政指導による是正が困難なことが客観的に明らかなこと、又は是正の緊急性がその事実から客観的に明らかなこと。

### （都市整備課との事前協議）

第26条 次に掲げる資料に基づき措置命令の可否について、都市整備課と協議する。

- （1） 指導経過及び事実確認経過の記録
- （2） 対象物件の掲出地域の屋外広告物の実態
- （3） 対象物件の現状

### （措置命令）

第27条 現状等を再確認のうえ次に掲げる事項に留意のうえ措置命令書（第19号様式）により命令を行う。

- （1） 措置命令書を郵送するときは書留又は配達証明郵便とし、直接交付又は差し置きするときは、その状況等を記録する。
- （2） 措置命令の相手方は是正勧告を行った相手方と同一とする。
- （3） 是正措置の指定完了期限は命令する是正措置の内容により、郵送又は受領の期間を加えて妥当な時期を設定する。
- （4） 措置命令の対象物件の特定はできるだけ詳細に記述し、命令する是正措置についてもできるだけ具体的に記述する。なお、これを別紙とするときは割り印を押印する。
- （5） 違反屋外広告物の是正措置が完了したときは、広告主及び管理者に対し、屋外広告物是正完了届の提出を求める。
- （6） 是正完了届の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、違反屋外広告物が是正されたことを確認し、違反屋外広告物台帳に是正後の写真を貼付して指導を完了する。

## 第8章 告発

### （告発の対象及び決定）

第28条 告発の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- （1） 措置命令に理由なく応じないとき。
- （2） 他の手段によっては命令した措置の履行の確保が困難なとき。
- （3） 命令した措置の不履行を放置することが著しく公益に反するとみとめられると

き。

**（告発の対象の決定）**

**第 29 条** 告発の対象の決定は、措置命令を行った物件についての経過及び現状に基づき都市整備課、所轄警察署等関係機関と十分に調整・協議のうえ行う。

**（告発の実施）**

**第 30 条** 所轄警察署長等への告発は告発状（第 20 号様式）により行うものとする。

**第 9 章 行政代執行**

**（行政代執行の対象）**

**第 31 条** 行政代執行の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- （１） 措置命令に理由なく応じないとき。
- （２） 他の手段によっては命令した措置の履行の確保が困難なとき。
- （３） 命令した措置の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき。

**（行政代執行の対象の決定）**

**第 32 条** 対象の決定は、措置命令を行った物件についての経過及び現状に基づき都市整備課と協議のうえ行う。なお、この後の各処理はすべて都市整備課と協議のうえ実施するものとする。

**（戒告の実施）**

**第 33 条** 次に掲げる事項に留意し戒告書（第 21 号様式）により戒告する。

- （１） 戒告書を郵送するときは書留又は配達証明郵便とし、直接交付又は差し置きするときは、その状況等を記録する。
- （２） 戒告の相手方は措置命令を行った相手方と同一とする。
- （３） 是正措置の指定完了期限は戒告する是正措置の内容により、郵送又は受領の期間を加えて妥当な時期を設定する。
- （４） 戒告の対象物件の特定及び是正措置の内容等は措置命令における記載内容と同一とする。なお、これを別紙とするときは割り印を押印する。

**（代執行の実施）**

**第 34 条** 戒告の指定期限までには是正がされないときは、次に掲げる事項に留意し代執行令書（第 22 号様式）を交付の後代執行を行う。

- （１） 代執行令書がその相手方に受領されたことを確認する。
- （２） 代執行の時期は、その準備日程等を勘案し設定する。
- （３） 対象物件の特定は戒告書の記載と同一とする。



## 第 10 章 雑則

### (広告主の告発等)

第 35 条 悪質な広告主については、告発も検討するものとする。

- 2 所長は、過去に代執行された等の常習・悪質な広告主については、指導方針を決定するにあたり、是正指導（文書、電話、訪問）の一部又は全部を略することができるものとする。また、常習・悪質な広告主に対して行政代執行を行う場合は、併せて告発をするものとする。

### 附 則

この要領は、平成 8 年 6 月 13 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 6 日から施行する。ただし、第 18 号、第 19 号、第 21 号及び第 22 号様式の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 12 日から施行する。

(第1号様式)(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

違反屋外広告物実態調査票

|      |    |  |
|------|----|--|
| 表示内容 | 上端 |  |
|      | 縦  |  |
|      | 横  |  |
|      | 下端 |  |

|      |                          |    |     |                |        |
|------|--------------------------|----|-----|----------------|--------|
| 表示場所 |                          |    |     |                |        |
| 種類   | 屋上広告板・塔、壁面広告、袖看板、独立広告板・塔 |    |     |                |        |
| 面数   | 面                        | 占用 | 有・無 | 照明             | 有( )・無 |
| 計測方法 | 実測・目測                    |    | 面積  | m <sup>2</sup> |        |

調査年月日 調査員

（第2号様式）（表）（第5条、第8条、第10条、第18条、第27条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

違反屋外広告物台帳

|          |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
|----------|-----|-------------|---|-------|----|-------|-----|-----|-----|------|------|--|
| 調査番号     |     | —           |   | 調査年月日 |    | 年 月 日 |     | 調査員 |     |      |      |  |
| 屋外広告物所在地 |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 許可地域     |     | 禁・自・住・工・沿・商 |   | 用途地域  |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 広告主      | 氏名  |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
|          | 住所  |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
|          | 連絡先 | ( ) —       |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 表示内容     |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
|          |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 屋外広告物種類  |     | 縦           | 横 | 高さ    | 面数 | 表示面積  | 断面積 | 照明  | ネオン | 道路占用 | 管理状況 |  |
| 1        |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 2        |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 3        |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 4        |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 5        |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 6        |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
| 備考       |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |
|          |     |             |   |       |    |       |     |     |     |      |      |  |

(裏)

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 調査番号   | — |  |
| 写真・地図等 |   |  |

(第3号様式)(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物の許可申請について(通知)

神奈川県では、屋外広告物法に基づく「神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)」を制定し、美観風致の維持と公衆への危害防止の観点から屋外広告物の表示・設置に関し、皆様に守っていただくルール(規則)を定めています。

あなたが表示(設置、管理)していると思われる別紙「屋外広告物調査票」の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例第2条により許可が必要と思われます。

つきましては、趣旨を御理解いただき、当該屋外広告物を御確認のうえ、次の諸事項に留意して同封の「屋外広告物(表示、設置、継続)許可申請書」に必要書類を添えて許可申請の手続きを 年 月 日までにお取りください。

なお、お問い合わせの際は、次の調査番号をお知らせください。

調査番号  
( )

※ 留意事項

- 1 表示(設置)場所・表示内容等は別紙「屋外広告物調査票」のとおりです。
- 2 屋外広告物の寸法・面積は、目視による概算(参考)ですので、屋外広告物の規格がわかる図面、あるいは屋外広告物の実測により規格(寸法・面積)を確認してください。
- 3 許可申請にあたっては、許可申請手数料が必要になります。
- 4 許可申請手数料の金額は物件毎に5㎡を基準として算出した金額の合計になりますが、算出方法は、別紙「許可申請手数料」を参考にしてください。  
なお、詳しくは土木事務所等の窓口にお問い合わせください。
- 5 許可申請書は、太枠で囲まれた部分のうち次の項目に記入してください。
  - 1 表示(設置)場所
  - 2 特定屋外広告物安全管理者(設置している場合のみ)
  - 3 工事施行者
  - 8 種類、規模、数量及び広告景観形成地にあつては、マンセル色票系に規定する彩度(手数料の計算式を記入してください。)
  - 11 照明装置 (ある場合のみ)
  - 12 点滅装置 (ある場合のみ)
- 6 屋外広告物の規格の確認のため、図面若しくは実測図(手書き)のいずれかを添付してください。
- 7 工作物確認(4mを超えるもの)や道路占用許可がある場合は写しを添付してください。不明な場合は結構です。

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

- ・ 神奈川県屋外広告物条例の内容につきましては同封のパンフレットを参照してください。

(第4号様式)(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物の許可申請について(通知)

あなたが表示(設置、管理)していると思われる次の屋外広告物(詳細別紙)は、神奈川県屋外広告物条例第2条により許可が必要と思われますので、再三にわたり許可申請を行うことを指導してきましたが、まだ申請されておりません。

神奈川県では、屋外広告物法に基づく「神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)」を制定し、美観風致の維持と公衆への危害防止の観点から屋外広告物の表示・設置に関し、皆様に守っていただくルール(規則)を定めています。

つきましては、趣旨を御理解いただき、当該屋外広告物を御確認いただき、次の諸事項に留意のうえ同封の「屋外広告物(表示、設置、継続)許可申請書」に必要書類を添えて許可申請の手続きを 年 月 日までにお取りください。

なお、お問い合わせの際は、次の調査番号をお知らせください。

|             |
|-------------|
| 調査番号<br>( ) |
|-------------|

※ 留意事項

- 1 表示(設置)場所・表示内容等は別紙「屋外広告物調査票」のとおりです。
- 2 屋外広告物の寸法・面積は、目視による概算(参考)ですので、屋外広告物の規格がわかる図面、あるいは屋外広告物の実測により規格(寸法・面積)を確認してください。
- 3 許可申請にあたっては、許可申請手数料が必要になります。
- 4 許可申請手数料の金額は物件毎に5㎡を基準として算出した金額の合計になりますが、算出方法は、別紙「許可申請手数料」を参考にしてください。  
なお、詳しくは土木事務所等の窓口にお問い合わせください。
- 5 許可申請書は、太枠で囲まれた部分のうち次の項目に記入してください。
  - 1 表示(設置)場所
  - 2 特定屋外広告物安全管理者(設置している場合のみ)
  - 3 工事施行者
  - 8 種類、規模、数量及び広告景観形成地にあつては、マンセル色票系に規定する彩度(手数料の計算式を記入してください。)
  - 11 照明装置 (ある場合のみ)
  - 12 点滅装置 (ある場合のみ)
- 6 屋外広告物の規格の確認のため、図面若しくは実測図(手書き)のいずれかを添付してください。
- 7 工作物確認(4mを超えるもの)や道路占用許可がある場合は写しを添付してください。不明な場合は結構です。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

- ・ 神奈川県屋外広告物条例の内容につきましては同封のパフレットを参照してください。

※ 添付書類については第1号様式と同様とする。

(第5号様式)(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物の許可申請について(通知)

あなたが表示(設置、管理)している次の屋外広告物について、再三にわたり許可申請を行うことを指導してきましたが、まだ申請されていません。

つきましては、その事情を伺い最終的な指導を行うため、 年 月 日 時に貴所にお伺いします。

当日都合の悪い場合は、事前に連絡してください。

なお、当日不在で、事前の連絡もない場合は、指導に応じる意思がないものとみなします。

- 1 表示(設置)場所
- 2 広告物の種類
- 3 表示の内容

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

(第6号様式)(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物是正計画書の提出について(通知)

あなたが表示(設置、管理)している次の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年神奈川県規則第87号)上の 地域にあり、その許可基準に不適合となっています。

つきましては、許可基準に適合するよう改修するか、又は現状で許可基準に適合する地域に移転するか、若しくは除却するかを検討のうえ別紙「屋外広告物是正計画書」により 年 月 日までに提出してください。

- 1 表示(設置)場所
- 2 広告物の種類
- 3 表示の内容

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

- ・ 神奈川県屋外広告物条例の内容につきましては同封のパンフレットを参照してください。



(第7号様式)(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

屋外広告物是正計画書

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 屋外広告物の<br>表示(設置)場所 |                                 |
| 屋外広告物の種類           |                                 |
| 屋外広告物の表示内容         |                                 |
| 是正の内容              |                                 |
| 是正期限               | 是正計画書提出から 日以内に是正します。<br>(最長90日) |
| 許可申請等              | 是正計画書提出から 日以内に是正後の許可<br>申請をします。 |

上記のとおり是正計画書を提出します。

年 月 日

神奈川県 所長 殿

住 所

氏 名

(電話 )

(第8号様式)(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物の是正計画書の提出について(通知)

あなたが表示(設置、管理)している次の屋外広告物について、再三にわたり是正計画を提出することを指導してきましたが、まだ提出されておられません。

つきましては、許可基準に適合する改修を行うか、又は許可基準に適合する地域に移転するか、若しくは除却するかを検討のうえ別紙「屋外広告物是正計画書」により 年 月 日までに提出してください。

- 1 表示(設置)場所
- 2 広告物の種類
- 3 表示の内容

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

- ・ 神奈川県屋外広告物条例の内容につきましては同封のパンフレットを参照してください。

(第9号様式)(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物の是正について(通知)

あなたが表示(設置、管理)している次の屋外広告物について、再三にわたり是正計画を提出することを指導してきましたが、まだ提出されていません。

つきましては、その事情を伺い最終的な指導を行うため、 年 月 日 時に貴所にお伺いします。

当日都合の悪い場合は、事前に連絡してください。

なお、当日不在で、事前の連絡もない場合は、指導に応じる意思がないものとみなします。

- 1 表示(設置)場所
- 2 広告物の種類
- 3 表示の内容

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

(第 10 号様式) (第 10 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

年 月 日

神奈川県 所長 殿

住 所  
氏 名  
(電話 )

違反屋外広告物是正完了届

年 月 日付け で のありました違反屋外広告物の  
是正については、次の是正措置を完了したので、届け出ます。

完了した是正措置の内容

※ 許可申請を指導されている場合には、許可申請書にこの違反屋外広告物是正完了届を  
添付してください。

(第 11 号様式)(第 12 条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物是正計画書の提出について(通知)

あなたが表示(設置、管理)している次の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和 24 年神奈川県条例第 62 号)上の禁止地域にあり(又は禁止物件に設置されており)、掲出を続けることはできません。

つきましては、許可基準に適合する地域に移転するか、又は除却するかを検討のうえ別紙「屋外広告物是正計画書」により 年 月 日までに提出してください。

- 1 表示(設置)場所
- 2 広告物の種類
- 3 表示の内容

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

- ・ 神奈川県屋外広告物条例の内容につきましては同封のパフレットを参照してください。

(第 12 号様式) (第 12 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物の是正計画書の提出について (通知)

あなたが表示 (設置、管理) している次の屋外広告物について、再三にわたり是正計画を提出することを指導してきましたが、まだ提出されておられません。

つきましては、許可基準に適合する地域に移転するか、又は除却するかを検討のうえ別紙「屋外広告物是正計画書」により 年 月 日までに提出してください。

- 1 表示 (設置) 場所
- 2 広告物の種類
- 3 表示の内容

〔 問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話 〕

- ・ 神奈川県屋外広告物条例の内容につきましては同封のパンフレットを参照してください。

(第 13 号様式)(第 12 条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

違反屋外広告物の是正に対する協力について(依頼)

当所管内 地内に設置されている屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和 24 年神奈川県条例第 62 号)第 3 条第 1 項に規定する掲出禁止地域に設置された違反屋外広告物です。

現在、この違反広告物掲出者に対して速やかに移転又は除却を行うことを指導しています。

ついては、違反屋外広告物に土地を提供されているあなたにおかれても、当該地が屋外広告物掲出禁止地域であることを御理解していただき、あなたからも、この違反屋外広告物の速やかな移転又は除却を行うことを掲出者に対して、働きかけてください。

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

- ・ 神奈川県屋外広告物条例の内容につきましては同封のパンフレットを参照してください。

(第 14 号様式) (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県

所長

屋外広告物是正計画書の提出について (通知)

あなたが表示 (設置、管理) している次の屋外広告物は、補修又は移転が必要です。

つきましては、必要な補修を行うか又は移転するかを検討のうえ別紙「屋外広告物是正計画書」により 年 月 日までに提出してください。

- 1 対象屋外広告物      許可年月日  
                             許可番号  
                             表示 (設置) 場所  
                             種類  
                             表示の内容
- 2 補修または移転を必要とする事由

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|



第 号  
年 月 日

様  
神奈川県 所長

違反屋外広告物の是正について (勧告)

あなたが表示 (設置、管理) している次の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例 (昭和 24 年神奈川県条例第 62 号) 第 条第 項の規定に違反しているため、再三 することを指導してきましたが、まだ履行されていません。  
つきましては、次の是正措置を 年 月 日までに完了することを勧告します。  
なお、是正が完了したときは、同封した「違反屋外広告物是正完了届」を提出してください。

- 1 勧告の対象となる屋外広告物 表示 (設置) 場所  
屋外広告物の種類  
(許可年月日及び許可番号)  
設置者等 住所  
(申請者) 氏名  
(広告物管理者) 住所  
氏名

2 勧告する是正措置

また、この勧告に従わないときは、同条例第 15 条第 2 項に基づき是正を命令 (第 15 条第 1 項に基づき許可を取消) します。

- 1 監督権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 2 上記の条項に規定する要件
- 3 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由

( 問合せ先  
(所属名)  
電話 ) (担当者名)

(第 16 号様式) (第 20 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

聴聞通知書

年 月 日

殿

神奈川県

所長

の規定に基づき、次のとおり聴聞を行いますので、この通知書を持参して出席してください。

|                              |                                        |
|------------------------------|----------------------------------------|
| 聴聞件名                         | 神奈川県屋外広告物条例第 条第 項の規定違反<br>について (違反内容 ) |
| 聴聞の期日                        | 年 月 日 時 分から                            |
| 聴聞の場所                        |                                        |
| 予定される不利益<br>処分の内容            |                                        |
| 根拠法令及び条項                     |                                        |
| 不利益処分の原因<br>となる事実            |                                        |
| 聴聞の公開の別                      |                                        |
| 連絡・照会先<br>(聴聞の事務を<br>所掌する組織) | (名称)<br>(所在地)<br>(電話 内線 )              |

(注意)

- 1 代理人を出席させようとするときは、「代理人選任届出書」により、代理権を証する書面を聴聞の期日までに提出してください。
- 2 聴聞の当日は、意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出し、又は出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとするときは、「補佐人出頭許可申請書」により聴聞の期日までに主宰者の許可を受けてください。
- 5 聴聞が終結するまでの間は、処分の原因となる事実を証する資料の閲覧及びその複写を行政庁に求めることができます。
- 6 やむを得ない理由により聴聞の期日を変更したいときは、 日前までに申し出てください。

(第 17 号様式) (第 20 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

弁明通知書

年 月 日

殿

神奈川県

所長

神奈川県屋外広告物条例違反に係る弁明の機会について (通知)

の規定に基づき、次のとおり文書 (口頭) により弁明の機会が与えられますので、弁明書を提出 (出頭) してください。

|                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| 弁明の件名                        | 神奈川県屋外広告物条例第 条第 項の規定違反について (違反内容 ) |
| 弁明の期日                        | (口頭により弁明の機会が与えられる場合のみ記載)           |
| 弁明の場所                        | (口頭により弁明の機会が与えられる場合のみ記載)           |
| 予定される不利益処分の内容                |                                    |
| 根拠法令及び条項                     |                                    |
| 弁明書の提出先及び提出期限                |                                    |
| 不利益処分の原因となる事実                |                                    |
| 連絡・照会先<br>(弁明の事務を<br>所掌する組織) | (名称)<br>(所在地)<br>(電話 内線 )          |

(第 18 号様式) (第 24 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者名) 殿

神奈川県屋外広告物条例(昭和 24 年神奈川県条例第 62 号)第 15 条第 1 項の規定により、  
年 月 日限り次の屋外広告物の許可を取消します。

年 月 日

神奈川県 所長

- |            |          |
|------------|----------|
| 1 取消しを行う許可 | 年 月 日    |
|            | 許可番号 第 号 |
| 2 表示(設置)場所 |          |
| 3 屋外広告物の種類 |          |
| 4 申請者      | 住所<br>氏名 |
| 5 屋外広告物管理者 | 住所<br>氏名 |
| 6 取消しを行う理由 |          |

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 〔 | 問合せ先   | 〕 |
|   | (所属名)  |   |
|   | 電話     |   |
|   | (担当者名) |   |

(第 19 号様式) (第 27 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者名) 殿

神奈川県

所長

### 措置命令書

神奈川県屋外広告物条例(昭和 24 年神奈川県条例第 62 号)第 条第 項の規定に違反  
しているので、同条例第 15 条第 2 項の規定により、 をとることを命じます。

- 1 を命ずる屋外広告物 表示(設置)場所
- |          |          |
|----------|----------|
| 屋外広告物の種類 |          |
| 申請者      | 住所<br>氏名 |
| 屋外広告物管理者 | 住所<br>氏名 |

- 2 を命ずる期限 年 月 日

(注意)

- この命令に従わないときは、条例違反として罰金に処せられることがあります。
- この命令に従わないときは、除却を命ずることがあります。

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

(第 20 号様式) (第 30 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

告発状

告発人 神奈川県 所長  
(氏名)  
被告発人 (住所)  
(氏名)

告発事実

- 1 被告発人は、(所在地) に事業所を置き、屋外広告業を営む の で  
す。
- 2 被告発人は、神奈川県屋外広告物条例 (昭和 24 年神奈川県条例第 62 号) 第 条の規  
定に違反して、 に を設置しています。
- 3 被告発人は、県の再三にわたる に従わず、また、 年 月 日付けに  
よる にも従わないで、現在に至っています。
- 4 被告発人の右の所為は、神奈川県屋外広告物条例第 条に該当するもので告発し処罰  
を求めます。

添付書類

年 月 日

右 告発人  
神奈川県 所長  
(氏名) 印

警察署長 殿

(第 21 号様式) (第 33 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者名) 殿

神奈川県

所長

### 戒告書

次の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）第 条の規定に違反しているので、あなたに対し 年 月 日付け 第 号により、年 月 日までに除却することを神奈川県屋外広告物条例第 15 条第 項の規定に基づき命じましたが、まだその義務を履行していません。

よって、前記命令を 年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定により代執行しますので、同法第 3 条第 1 項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する費用は同法第 2 条の規定に基づきあなたから徴収します。

1 表示（設置）場所

2 屋外広告物の種類

3 申請者

住所

氏名

4 屋外広告物管理者

住所

氏名

5 表示内容

### (教示)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

（問合せ先  
（所属名）  
電話  
（担当者名）

(第 22 号様式) (第 34 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者名) 殿

神奈川県

所長

### 代執行令書

年 月 日付け 第 号で、あなたに、表示（設置）している次の屋外広告物を 年 月 日までに除却することを戒告しましたが、指定した 年 月 日までに されていなかったため、行政代執行を次のとおり行いますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づき通知します。

なお、代執行に要する費用は、同法第 2 条の規定に基づき、あなたから徴収します。

#### 1 対象屋外広告物

表示（設置）場所

屋外広告物の種類

申請者

住所

氏名

屋外広告物管理者

住所

氏名

#### 2 執行年月日

年 月 日

#### 3 執行責任者

#### 4 代執行に要する費用の概算見積額

円

ただし、当日現地において引き取らない場合は、移送費用として 円を加算します。

#### 5 除却物件の処分方法

除却物件については、現地において引き渡しますので、当日引き取ってください。

なお、当日現地において引き取りがないときは、 年 月 日までに保管しますので、期日までに引き取ってください。

#### 6 立会い

(教示)

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分



の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

(注意)

- 1 代執行に要した費用の徴収については、別途文書をもって納付を命じます。
- 2 代執行に要した費用を納付しないときは、国税滞納処分の例により、徴収します。
- 3 除却物件を期日までに引き取らないときは、以後の保管について責任を負いません。
- 4 代執行に要した費用を納付しないときは、滞納処分の一部に充当するため、除却物件を差押え換価（公売）します。
- 5 除却命令に従わないときは、条例違反として罰金に処せられることがあります。
- 6       年   月   日までに違反屋外広告物を除却しないときは、代執行を行う旨を公表します。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

## 違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却是正指導要領

（平成 10 年 2 月 4 日）

### （目的）

**第 1 条** この要領は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づく神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）に違反するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等の除却関係事務及び是正指導事務について、標準的な取扱い及び必要な事項を定めるものとする。

### （除却対象）

**第 2 条** 法第 7 条第 4 項の規定により除却できるとされている、はり紙（ポスターを含む）、はり札等、広告旗（支える台を含む）及び立看板等で、条例第 2 条又は第 3 条の規定に違反して表示又は掲出されているもの（以下「違反屋外広告物」という。）について、除却を実施するものとする。

ただし、次の各号に掲げるものについては、表示の目的を達成したと認められる場合に除却することができる。

- （1） 寺社、教会等の礼式、冠婚葬祭及び地方の年中行事のために表示されているもの
- （2） 自治会、町内会等の地域住民組織等が実施するバザー、盆踊り、交通安全運動、防犯運動等の地域活動で住民への周知のために表示するもの

2 当該違反屋外広告物の表示内容が、条例第 6 条第 2 項第 1 号に該当するものであるときは、その表示者が確知できないもの、汚損・損壊等により広告物としての機能を喪失していると認められるものを除き、あらかじめ、その表示者又は掲出者に対し、1 週間以内に撤去すべき旨を自主撤去指導通知書（第 1 号様式）により通知し、当該期間内に撤去されない場合に限り除却を実施するものとする。

### （除却方法）

**第 3 条** 土木事務所長、厚木土木事務所東部センター所長及び県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「所長」という。）は、職員に違反屋外広告物を除却させるものとする。又、職員の指揮監督下において、業者により又は神奈川県違反屋外広告物除却協力員などの住民の協力を求めて違反屋外広告物を除却させることができる。

2 職員は、除却作業に際しては次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- （1） 除却責任者、除却地域及び除却年月日について、事前に所長の決裁を受けるものとする。
- （2） 作業中は常に身分証明書を携帯し、事務所の腕章を身につけるものとする。

### （除却した違反屋外広告物の保管）

**第 4 条** 所長は、法第 8 条の規定に基づき、除却した違反屋外広告物を保管するにあたり、保管場所の確保や保管方法について次の事項に配慮しなければならない。

- （1） 条例第 22 条に基づく返還の手続きが速やかに実施できるよう、除却物件の整

理に努めるものとする。

(2) 保管期間中の紛失、損壊がないよう保管場所の選定に配慮するものとする。

#### (保管した違反屋外広告物の返還)

**第5条** 所長は、保管した違反屋外広告物を当該違反屋外広告物の所有者、占有者その他当該違反屋外広告物に対し権原を有する者（以下「所有者」という。）に返還するための諸手続きについては、次に掲げる事項に留意し実施するものとする。

(1) 保管した違反屋外広告物の適正な管理・返還を実施するため、条例第17条第2項の保管した屋外広告物又は掲出物件の一覧簿を速やかに作成し、関係者の閲覧に供さなければならない。

(2) 法第8条第2項に基づく公示前に、前号の一覧簿の閲覧又は申し出により所有者から違反屋外広告物の返還を求められたときは、公示後の返還手続きに基づき、当該違反屋外広告物を所有者に返還するものとする。

(3) 前号の規定に基づき、違反屋外広告物を所有者に返還したときは、当該屋外広告物について、法第8条第2項に基づく公示は実施しないものとする。

#### (返還されなかった違反屋外広告物の取扱い)

**第6条** 所長は、法第8条第2項に基づく公示から条例第21条第1項第1号及び第3号に規定する期間を過ぎたにも関わらず、保管した違反屋外広告物を所有者に返還できなかったときは、条例第21条第1項第1号及び第3号に定める違反屋外広告物毎に次の各号のとおり処理するものとする。

(1) 条例第21条第1項第1号（価格が著しく低く明らかに買受人がいない広告物）（はり紙は除く）の広告物については、廃棄処分とする。

(2) 条例第21条第1項第3号の違反屋外広告物については、当該物件について買受人がないとき、又は売却しても買受人がいないことが明らかであるときは、廃棄処分とする。この場合、所有者が確知できないものを除き、除却物件処分通知書（第2号様式）により、あらかじめ廃棄処分する旨を通知するものとする。

(3) 条例第21条第1項第3号に規定された違反屋外広告物を法第8条第3項の規定に基づき売却した場合、その代金は法第8条第2項の公示の日から起算して六月の間、事務所において保管しなければならない。

(4) 条例第21条第1項第3号に規定された違反屋外広告物を法第8条第3項の規定に基づき売却した場合、法第8条第2項の公示の日から起算して六経過後、当該代金の所有権の帰属を行う場合については、所有者が確知できないものを除き、あらかじめ保管物件帰属通知書（第3号様式）により、所有者に通知しなければならない。

#### (報告)

**第7条** 所長は、条例第21条第1項第3号に規定された違反屋外広告物を法第8条第3項の規定に基づき売却したときは、速やかに都市整備課長に対し違反屋外広告物売却報告書（第4号様式）により報告するものとする。

**（違反屋外広告物調書）**

**第8条** 所長は、職員除却、業者委託による除却業務、パトロール、通報等により違反屋外広告物を発見したときは、その態様や程度を調査し、違反屋外広告物調書（第5号様式）（以下違反調書という。）を作成するものとする。

**（除却作業と連携した是正指導）**

**第9条** 所長は、除却した違反屋外広告物が条例第21条第1項第1号に該当する場合については、所有者が確知できない場合を除き、除却・処分通知書（第6号様式）により嚴重注意を行うものとする。

2 条例第21条第1項第3号の違反屋外広告物を発見し、除却しようとする場合については、あらかじめ警告書（第7号様式）により5日程度の期日を定め自主撤去を促すものとし、警告書に定めた期日経過後も引き続き違反をした場合、除却を実施するものとする。

3 所長は、必要がある場合には、前各項の是正指導に加え、電話による是正指導を行うことができる。

**（保管した物件を返還する際の是正指導）**

**第10条** 所長は、除却し、保管した違反屋外広告物を当該物件の所有者から返還を求められたときは、条例第22条に規定する受領書のほかに、今後、違反を行わない旨の誓約書（第8号様式）の提出を求めるものとする。

**（違反が繰り返された場合の是正指導）**

**第11条** 所長は、第6条第1項第2号、4号及び第9条第1項により是正指導を受けた所有者が、再び違反屋外広告物を表示し又は設置した場合、はり紙及び条例第21条第1項第1号に規定する屋外広告物（以下「第1号屋外広告物」という。）については是正指導書（第9号様式）、条例第21条第1項第3号に規定する屋外広告物（以下「第3号屋外広告物」という。）については是正指導書（第10号様式）より嚴重注意を行うものとする。

2 前項又は第10条の是正指導を受けた所有者が、再び違反屋外広告物を表示し又は設置した場合、第1号屋外広告物については呼出状（第11号様式）、第3号屋外広告物については呼出状（第12号様式）により、所有者を呼び出し指導を行い、誓約書の提出を求めるものとする。

3 所長は、本条及び前2条に規定する是正指導を実施したときは、指導・処理経過を違反調書に記載しなければならない。

**（告発等）**

**第12条** 所長は、第9条から前条に定める是正指導に従わず、違反行為を繰り返す等の悪質で、将来、告発等が予想される事案については、違反屋外広告物の写真撮影等の証拠保全の措置をとると共に、必要に応じて所轄の警察署等と協議するものとする。

2 告発は告発状（第13号様式）により所轄の警察署長に告発するものとする。

- 3 所長は、違反屋外広告物の所有者を告発する場合には、あらかじめ、都市整備課長にその旨を報告し、協議するものとする。

**附 則**

- 1 この要領は、平成 10 年 2 月 4 日から施行する。
- 2 違反屋外広告物除却要領（平成 3 年 1 月 24 日都計第 544 号都市部長通知）は廃止する。

**附 則**

この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 3 年 10 月 12 日から施行する。

(第1号様式) (第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

### 違反屋外広告物の表示について (厳重注意)

あなたが次の場所に表示(設置)している下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。)第3条の規定に違反し、屋外広告物の表示を禁止している地域若しくは物件に表示(設置)されているので、年 月 日までに撤去してください。

あなたが本通知に従わず、期日までに自主的に撤去しない場合は、当事務所において撤去し、年 月 日まで所定の場所に保管(はり紙は除く)し、その後に処分しますので必ず引き取りにきてください。

なお、引き取りの際には、今後、違反行為を行わない旨の所定の誓約書及び受領書をいただきます。

又、あなたの条例第2条若しくは第3条の規定に違反する行為は、条例第53条の規定に基づき、刑罰(50万円以下の罰金)を科せられる行為にあたるので、今後、このような違反行為を繰り返すことのないよう厳重に注意します。

万一、今後このような違反行為が繰り返された場合は、刑事訴訟法に基づき告発を行うことも検討しますので、御承知おきください。

### 記

- 1 屋外広告物の種類・枚数 (はり紙・はり札等・広告旗・立看板等 枚)
- 2 表示内容
- 3 表示場所
- 4 表示(設置)場所
- 5 違反理由 条例第 条第 項に規定する上記の禁止 に表示(設置)のため

※ 条例抜粋(禁止規定・罰則)添付

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

(第2号様式) (第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

除却物件の廃棄処分について (厳重注意)

あなたが、次の場所に設置していた下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。)第3条の規定に違反していたため、  
年 月 日に警告書にて自主撤去を依頼していましたが、警告書指定の期日を経過しても撤去されなかったため、当事務所において撤去しました。

撤去した屋外広告物は、年 月 日まで所定の場所で保管しておりますので、必ず引き取りに来てください。

なお、引き取りの際には、今後、違反行為を行わない旨の所定の誓約書及び受領書をいただきます。

また、当通知の指定期日までに当該屋外広告物を引き取りに来ない場合は、当事務所において廃棄処分します。

あなたの条例第2条若しくは第3条の規定に違反する行為は、条例第53条の規定に基づき、刑罰(50万円以下の罰金)を科せられる行為にあたるので、今後、このような違反行為を繰り返すことのないよう厳重に注意します。

万一、今後このような違反行為が繰り返された場合は、刑事訴訟法に基づき告発を行うことも検討しますので、ご承知おきください。

記

1 屋外広告物の種類・件数

2 表示内容

3 設置場所

4 違反理由 条例第 条第 項に規定する上記禁止 に表示(設置)のため

※ 条例抜粋(禁止規定・罰則)添付

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

保管物件の帰属について(厳重注意)

あなたが次の場所に設置していた下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。)第3条の規定に違反していたため、年 月 日に警告書にて自主撤去を依頼していましたが、警告書指定の期日を経過しても撤去されなかったため、当事務所において撤去しました。

撤去したあなたの屋外広告物は、当事務所において保管していましたが、引き取りに来なかったため、屋外広告物法(以下法という。)第8条第3項の規定に基づき、年 月 日に売却し、下記売却代金による保管に切り替えました。

当該売却代金は、年 月 日まで当事務所で保管しておりますので、期日までに必ず引き取りに来てください。

なお、引き取りの際には、今後、違反行為を行わない旨の所定の誓約書及び受領書をいただきます。

当該期日までに引き取りに来なかった場合は、法第8条第7項の規定によりあなたの当該代金の所有権は、県に帰属することとなりますので、ご承知おきください。

また、あなたの条例第2条若しくは第3条の規定に違反する行為は、条例第53条の規定に基づき、刑罰(50万円以下の罰金)を科せられる行為にあたるので、今後、このような違反行為を繰り返すことのないよう厳重に注意します。

万一、今後このような違反行為が繰り返された場合は、刑事訴訟法に基づき告発を行うことも検討しますので、ご承知おきください。

記

1 屋外広告物の種類・件数

2 表示内容

3 設置場所

4 撤去日 年 月 日

5 売却日 年 月 日

6 売却代金 円

7 所有権帰属年月日 年 月 日

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話



(第4号様式) (第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

年 月 日

都市整備課長 殿

所長

屋外広告物法第7条第4項の規定により除却した下記掲出物件を、法第8条第3項の規定により売却し、代金による保管を開始したので報告します。

記

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 台帳番号    |                             |
| 除却した日   | 年 月 日                       |
| 掲出物件の種類 | 件数 件                        |
| 公示した日   | 年 月 日                       |
| 売却した日   | 年 月 日 ※公示日から14日以上経過した日であること |
| 売却代金    |                             |
| 帰属予定年月日 | 年 月 日 ※公示日から6月以上経過した日であること  |
| 備 考     |                             |

問合せ先  
(所属名)  
電話

(担当者名)

(第5号様式) (表) (第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

違反屋外広告物調書

土木事務所

|         |                                                                      |       |        |         |  |
|---------|----------------------------------------------------------------------|-------|--------|---------|--|
| 調査年月日   | 年 月 日                                                                | 調書作成者 | (職・氏名) | 整理番号    |  |
| 表示者等    | 住 所 :<br>氏名・店舗名等 : 責任者氏名<br>電 話 番 号 :                                |       |        |         |  |
| 屋外広告物種類 | はり紙 件    はり札等 件    立看板等 件<br>広告旗 件    その他 (                      ) 件 |       |        |         |  |
| 表示内容    |                                                                      |       |        |         |  |
| 表示・設置場所 |                                                                      |       |        |         |  |
| 表示・設置物件 |                                                                      |       |        |         |  |
| 違反条項    |                                                                      |       |        |         |  |
| 除却年月日   | 年 月 日                                                                | 除却件数  | 年 月 日  |         |  |
| 保管開始日   | 年 月 日                                                                | 保管場所  |        |         |  |
| 一覧簿番号   |                                                                      | 公示年月日 | 年 月 日  |         |  |
| 返還年月日   | 年 月 日                                                                | 売却年月日 | 年 月 日  |         |  |
| 帰属年月日   | 年 月 日                                                                | 廃棄年月日 | 年 月 日  |         |  |
| 指導年月日   | 指導・処理経過                                                              |       |        | 指導者職・氏名 |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |
|         |                                                                      |       |        |         |  |

(裏)

|                                 |           |   |   |   |
|---------------------------------|-----------|---|---|---|
| 写真貼付欄                           | 撮影年月日     | 年 | 月 | 日 |
| <div>(遠景)</div> <div>(近景)</div> |           |   |   |   |
| 表示・設置場所地図                       | 別添明細図のとおり |   |   |   |

備考 それぞれの指導の期限経過後の写真は、継続用紙に貼付すること。

(第6号様式) (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

除却物件の廃棄処分について(厳重注意)

あなたが、次の場所に設置していた下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。)第3条の規定に違反していたため、  
年 月 日に当事務所で撤去し、屋外広告物法第 条第 項の規定により 年  
月 日に廃棄処分しました。

また、あなたの条例第2条若しくは第3条の規定に違反する行為は、条例第53条の規定に基づき、刑罰(50万円以下の罰金)を科せられる行為にあたるので、今後、このような違反行為を繰り返すことのないよう厳重に注意します。

万一、今後このような違反行為が繰り返された場合は、刑事訴訟法に基づき告発を行うことも検討しますので、御承知おきください。

記

1 屋外広告物の種類・枚数

2 表示内容

3 表示場所

4 表示(設置)場所

5 違反理由 条例第 条第 項に規定する上記の禁止 に表示(設置)  
のため

※ 条例抜粋(禁止規定・罰則)添付

問合せ先  
(所属名) (担当者名)  
電話

(第7号様式) (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

## 警告書

この屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第 条第 項に違反して置かれていますので直ちに移動してください。

年 月 日までに措置せず、違反を続けた場合は、当事務所において撤去します。

※ 屋外広告物を道路上に置いたり、ガードレールや電柱、街灯柱などの公共物に設置することは、条例第 条第 項に違反する行為です。また、この行為は、条例第53条の規定に基づき刑罰を科せられる行為にあたります。

問合せ先

(所属名)

(担当者名)

電話

(第8号様式) (第10条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

誓約書

年 月 日

神奈川県

所長 殿

郵便番号

住所(所在地)

氏名(法人名称・代表者名)

電話

年 月 日付け 第 号により、厳重注意若しくは警告を受けた屋外広告物については、私が表示・設置した若しくはさせたものであり、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。)に違反していることを認め、今後、条例に違反するこのような行為を行わないことを、次のとおり誓います。

【 誓 約 事 項 】

- 1 今後、条例を厳守するとともに、条例に違反する屋外広告物は、一切表示(設置)しません。
- 2 万一、条例に違反して屋外広告物を表示又設置した場合には、条例違反として刑事訴訟法に基づいて告発をされることになっても異存はありません。

(第9号様式) (第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

### 違反屋外広告物の表示(設置)について(警告)

あなたが次の場所に表示(設置)している下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第3条の規定に違反し、屋外広告物の表示(設置)を禁止している地域又は物件に表示(設置)されていたので、当事務所において撤去し、  
年 月 日に廃棄処分しました。

あなたは、以前にも違反行為があり、年 月 日付け第 号(他)により嚴重注意したにもかかわらず、違反を繰り返していますので、今後このような違反行為を繰り返すことのないよう警告します。

万一、今後このような違反行為が繰り返された場合には、刑事訴訟法に基づく告発について関係警察署と協議に入る等厳正に対処しますので、ご承知おきください。

### 記

- 1 屋外広告物の種類・件数
- 2 表示内容
- 3 表示(掲出)場所
- 4 表示物件
- 5 違反理由

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

(第 10 号様式) (第 11 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

### 違反屋外広告物の表示(設置)について(警告)

あなたが次の場所に表示(設置)している下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例(昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。)第 3 条の規定に違反し、屋外広告物の表示(設置)を禁止している地域又は物件に表示(設置)されているので、年 月 日までに撤去してください。

あなたが、本通知に従わず、期限までに自主撤去しない場合は、当事務所において撤去し、年 月 日まで所定の場所に保管し、その後に処分しますので、必ず引き取りにきてください。その際には、今後、違反を行わない旨の所定の誓約書を提出していただきます。

また、あなたは、以前にも違反行為があり、年 月 日付け 第 号(他)により厳重注意したにもかかわらず、違反を繰り返していますので、今後このような違反行為を繰り返すことのないよう警告します。

万一、今後このような違反行為が繰り返された場合には、刑事訴訟法に基づく告発について関係警察署と協議に入る等厳正に対処しますので、ご承知おきください。

なお、あなたが、本物件を期日までに撤去しなかった場合も同様とします。

### 記

- 1 屋外広告物の種類・件数
- 2 表示内容
- 3 表示(掲出)場所
- 4 表示物件
- 5 違反理由

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|



第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

神奈川県屋外広告物条例違反に係る事情聴取について

あなたが次の場所に表示（設置）している下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に違反し、屋外広告物の表示（設置）を禁止している地域又は物件に表示（設置）されていたので、当事務所において撤去し、 年 月 日に廃棄処分しました。

※誓約書なし

あなたの条例違反の行為には、 年 月 日付け 第 号のほか、その都度文書等にて注意又は警告を行いましたが、残念ながら当事務所の指導を無視し、違反を繰り返しています。

※誓約書を提出している場合

あなたは、先の条例違反の際に、今後一切、違反行為を行わない旨の誓約書を提出しておりますが、その誓約事項に反し、今回、違反行為を繰り返しています。

つきましては、次により事情聴取を行いますので、出頭してください。

なお、所用のため期日の変更を希望する場合は、必ず事前に連絡してください。

また、事前の連絡もなく、正当な理由なくしてこの事情聴取に応じないときは、関係警察署と協議し、条例違反として刑事訴訟法による告発の手続きを行いますので、ご承知おきください。

記

- 1 屋外広告物の種類・件数
- 2 表示内容
- 3 表示（掲出）場所
- 4 表示物件
- 5 違反理由

【事情聴取】

- 1 日 時 年 月 日 時 分
- 2 場 所

- ※ 条例抜粋（禁止規定・罰則）添付
- ※ 別紙   【写真】（遠景写真）（近景写真）

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>（所属名）<br>電話 | （担当者名） |
|---------------------|--------|

第 号  
年 月 日

(住所又は所在地)

(氏名又は法人名称・代表者名)

神奈川県

所長

神奈川県屋外広告物条例違反に係る事情聴取について

あなたが次の場所に表示（設置）している下記の屋外広告物は、神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に違反し、屋外広告物の表示（設置）を禁止している地域又は物件に表示（設置）されているので、年 月 日までに撤去してください。

また、あなたが、本通知に従わず、期限までに自主撤去しない場合は、当事務所において撤去し、年 月 日まで保管し、その後に処分しますので、必ず引き取りにきてください。その際には所定の誓約書を提出していただきます。

※誓約書なし

あなたの条例違反の行為には、年 月 日付け 第 号のほか、その都度文書等にて注意又は警告を行いました。残念ながら当事務所の指導を無視し、違反を繰り返しています。

※誓約書を提出している場合

あなたは、先の条例違反の際に、今後一切、違反行為を行わない旨の誓約書を提出しておりますが、その誓約事項に反し、今回、違反行為を繰り返しています。

つきましては、次により事情聴取を行いますので、出頭してください。

なお、所用のため期日の変更を希望する場合は、必ず事前に連絡してください。

また、事前の連絡もなく、正当な理由なくしてこの事情聴取に応じないときは、関係警察署と協議し、条例違反として刑事訴訟法による告発の手続きを行いますので、ご承知おきください。

記

- 1 屋外広告物の種類・件数
- 2 表示内容
- 3 表示（掲出）場所

4 表示物件

5 違反理由

【事情聴取】

1 日 時                      年 月 日                      時 分

2 場 所

※ 条例抜粋（禁止規定・罰則）添付

※ 別紙    【写真】（遠景写真）（近景写真）

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>（所属名）<br>電話 | （担当者名） |
|---------------------|--------|

(第 13 号様式) (第 12 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

告発状

告発人 神奈川県 所長  
(氏名)  
被告発人 (住所)  
(氏名)

告発事実

- 1 被告発人は、(所在地)に事業所を置き、屋外広告業を営む の です。
- 2 被告発人は、神奈川県屋外広告物条例(昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。)第 条の規定に違反して、 ほかに所在する に屋外広告物である を設置していたものです。
- 3 被告発人は、県の再三にわたる に従わず、また、 年 月 日付による除却命令にも従わず、現在に至っております。
- 4 被告発人の右の所為は、条例第 条及び第 条に該当するものであるため、告発し処罰を求めます。

添付書類

年 月 日

右 告発人  
神奈川県 所長  
(氏名) 印

警察署長 殿

**神奈川県違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却協力員制度実施要綱**  
(平成 15 年 4 月 1 日制定)

**（目的）**

**第 1 条** この要綱は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づき、神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）に違反するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等（以下「違反屋外広告物」という。）について、条例第 49 条に規定する県民参加による地域での除却活動を展開するため、神奈川県違反屋外広告物除却協力員（以下「協力員」という。）について、必要な事項を定める。

**（協力員が除却できる違反屋外広告物）**

**第 2 条** 協力員が除却することができる違反屋外広告物は、法第 7 条第 4 項に規定されているもので、営利を目的とするものに限る。ただし、表示内容がイベント、講演会等の開催に関するお知らせ等の非営利目的のもので、既に当該期日が過ぎていているもの、表示されてから明らかに長期間経過し、汚れ朽ち果てているようなものについてはこの限りではない。

- (1) はり紙
- (2) はり札等
- (3) 広告旗
- (4) 立看板等

**（協力員の選任）**

**第 3 条** 土木事務所長、厚木土木事務所東部センター所長及び県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「所長」という。）は、次の者を協力員に選任することができる。

- (1) 関係市町村長の推薦を受けた者
  - (2) 地域住民から適任と認める者
- 2 所長は、地域の住民のうちから次に掲げる要件を満たす者を協力員として公募できる。
- (1) 土木事務所、厚木土木事務所東部センター及び県西土木事務所小田原土木センター（以下、「土木事務所等」という。）が所管する管内に在住又は在勤すること。
  - (2) 社会人（成人又は勤労者）であること。

**（講習会の実施）**

**第 4 条** 所長は、原則として年 1 回、前条の規定により選任又は応募した者に対し、違反屋外広告物の簡易除却に関する知識の習得が得られるよう違反屋外広告物住民参加除却講習会（以下「講習会」という。）を実施するものとする。

**（講習会の内容）**

**第 5 条** 講習会は次に掲げる事項について行う。

- (1) 法及び条例等に関すること

- (2) 協力員の活動に関すること
- (3) 事故防止に関すること
- (4) その他所長が必要と認めること

#### (違反屋外広告物除却協力員登録簿の記入)

**第6条** 講習会を修了し、協力員になろうとする者は、違反屋外広告物除却協力員登録簿（第1号様式）（以下「登録簿」という。）に必要な事項を記載し、所長に提出するものとする。

#### (協力員の委嘱)

**第7条** 所長は、前条に基づき登録簿の提出を受けたときは、委嘱状（第2号様式）により協力員に委嘱するものとする。

2 委嘱の際に設定する整理番号は、次の方法によるものとする。

- (1) 協力員の存する市町村の名称の最初の一字をとり「ハイフン」を付け、その後に通し番号を付ける。
- (2) 各講習会毎に、姓名の50音順で整理番号を設定する。
- (3) 再任の際には、整理番号を継承する。

3 所長は、協力員を委嘱したときは、速やかに違反屋外広告物除却協力員委嘱報告書（第3号様式）により都市整備課長に報告するものとする。

#### (協力員の報酬)

**第8条** 協力員は、無報酬のボランティアとする。

#### (協力員の任期)

**第9条** 協力員の任期は、第6条第1項の委嘱の日から翌年度末日の2年以内とする。

2 前項の任期満了後、継続し協力員となろうとする者は、第4条に規定する講習会を受講しなければならない。

3 所長は、協力員としての活動実績等を勘案し、講習会の内容を十分に理解していると認めるときは、前項に規定する講習会の受講を免除することができる。

#### (身分証明書等の交付、道具類の貸与)

**第10条** 所長は、協力員を委嘱したときは、身分証明書（第4号様式）を交付するとともに、協力員証（第5号様式）（若しくは腕章）及び協力員の活動に必要な次に掲げる道具を貸与するものとする。

- (1) 軍手
- (2) スクレッパー
- (3) ニッパ
- (4) その他協力員の活動に必要な道具

#### (保険)

**第 11 条** 所長は、協力員をボランティア活動保険に加入させなければならない。ただし、所長が適当と認めるときは、別の保険に代えることができる。

2 前項の保険期間は、加入年の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、4月1日以降の加入については、掛金振込みの日の翌日から有効とする。

3 所長は、協力員の活動状況等により第1項に規定する保険をボランティア活動等行事用保険（1日毎）に代えることができる。

#### （活動に際しての留意事項）

**第 12 条** 協力員は、次に掲げる事項に留意し、簡易除却を実施するものとする。

- （1） 除却活動区域は、原則として、居住又は勤務する町内とする。
- （2） 除却活動中は、必ず協力員証若しくは腕章を着用し、身分証明書を携帯するものとする。
- （3） 単独で行動せず、2人以上で除却活動を実施するものとする。
- （4） 除却活動は、安全性確保のため、なるべく昼間とし、夜間は実施しない。
- （5） 簡易除却の対象として不明確な違反屋外広告物があるときは、除却せず所長に連絡する。
- （6） 除却した違反屋外広告物は、第2条第1項第1号のはり紙を除き、損壊のないよう取り扱わなければならない。
- （7） 協力員は、除却活動中に事故等のトラブルが発生したときは、速やかに身分証明書記載の土木事務所等に連絡しなければならない。

#### （除却活動計画）

**第 13 条** 協力員は、除却活動実施日の概ね3日前までに次に掲げる事項を所長に報告しなければならない。

- （1） 除却活動日時
- （2） 除却活動区域
- （3） 同行者氏名
- （4） 緊急連絡先

2 所長は、前項の報告を受けたときは、当該活動日の連絡体制を整えるとともに、必要に応じて所轄警察署に報告するものとする。

#### （事務所への支援要請）

**第 14 条** 協力員は、除却活動の安全性を確保するためにやむを得ない場合、事務所職員の立会いを要請することができる。

#### （報告等）

**第 15 条** 協力員は、第2条第1項第1号に規定するはり紙を除き、除却した違反屋外広告物を保管するとともに、数量、回収場所等について、遅滞なく違反屋外広告物除却報告書（第6号様式）により所長へ報告しなければならない。



**（除却物件の保管）**

**第 16 条** 協力員は、除却した違反屋外広告物が第 2 条第 1 項第 2 号のはり札等、第 3 号の広告旗及び第 4 号の立看板等の場合については、次条の回収が行われるまでの間、当該物件を損壊のないよう保管しなければならない。

**（除却物件の回収）**

**第 17 条** 所長は、原則として、協力員が保管している違反屋外広告物を回収しなければならない。

**（連絡体制の整備）**

**第 18 条** 所長は、協力員が事故等にあつたとき速やかに対処できるよう、許認可指導課長、屋外広告物担当者等により連絡体制を整備するものとする。

**（協力員の解任）**

**第 19 条** 所長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- （１） 協力員から辞任の申し出があつたとき
- （２） 所長が協力員として適当でないと認めたとき
- 2 協力員は、その職を解任されたときは、第 10 条に規定されている身分証明書、協力員証を所長に返還しなければならない。
- 3 所長は、協力員を解任したときは、速やかに違反屋外広告物除却協力員解任報告書（第 7 号様式）により都市整備課長に報告するものとする。

**（その他）**

**第 20 条** この要綱の遂行について必要な事項は、都市整備課長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中「第 18 条の 2」を「第 49 条」に改める部分は、同年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

神奈川県違反屋外広告物除却推進地区指導要綱は廃止する。  
違反屋外広告物学校自主的除却活動支援事業実施要領は廃止する。

**附 則**

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

違反屋外広告物除却協力員登録簿

|                   |                     |             |       |
|-------------------|---------------------|-------------|-------|
| 整理番号              |                     |             |       |
| 推薦・公募等の区分         | 市町長の推薦 ・ 所長の選任 ・ 公募 |             |       |
| ふりがな<br>氏 名       |                     |             |       |
| 住 所               | 〒                   |             |       |
| 電話番号              | 自 宅<br>携 帯          |             |       |
| 生年月日              | 年 月 日               | 性 別         | 男 ・ 女 |
| ボランティア<br>保険加入の有無 | 委嘱時                 | 有（保険名等） ・ 無 |       |
|                   | 変更日                 | 有（保険名等） ・ 無 |       |
|                   | 変更日                 | 有（保険名等） ・ 無 |       |

| 講習会受講<br>年 月 日 | 協力員委嘱<br>年 月 日 | 身分証明書<br>交付年月日 | 身分証明書<br>番 号 | 身分証明書<br>返却年月日 | 返却理由<br>(任期满了等) |
|----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|-----------------|
|                |                |                |              |                |                 |
|                |                |                |              |                |                 |
|                |                |                |              |                |                 |
|                |                |                |              |                |                 |

第2号様式（第7条第1項関係）

委嘱状

様

神奈川県違反屋外広告物除却協力員を委嘱します

年 月 日

神奈川県〇〇所長

印

第3号様式（第7条第3項関係）

違反屋外広告物除却協力員委嘱報告書

年 月 日

都市整備課長殿

〇〇〇所長

| 委嘱年月日 | 委嘱者数 | 保険加入者数 |
|-------|------|--------|
|       |      |        |
|       |      |        |
|       |      |        |

問合せ先  
許認可指導課 〇〇  
電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

第4号様式（第10条関係）

身分証明書

（表）（用紙 縦6センチメートル 横9センチメートル）

|                                   |   |  |  |   |
|-----------------------------------|---|--|--|---|
| 第                                 | 号 |  |  |   |
| 身 分 証 明 書                         |   |  |  |   |
| 氏 名                               |   |  |  |   |
| 生年月日      年      月      日         |   |  |  |   |
| 上記の者は、神奈川県違反屋外広告物除却協力員であることを証明する。 |   |  |  |   |
| 年      月      日                   |   |  |  |   |
| 神奈川県〇〇所長                          |   |  |  | 印 |

（裏）

|     |                                               |
|-----|-----------------------------------------------|
| 注 意 |                                               |
| 1   | 除却活動を行うときは、本身分証明書を必ず携帯してください。                 |
| 2   | 除却活動にあたり協力員であることを示す必要のあるときは、いつでも提示しなければなりません。 |
| 3   | 本身分証明書を他人に貸与又は譲渡してはいけません。                     |
| 4   | 本身分証明書を紛失したときは、速やかに届け出てください。                  |
| 5   | 協力員を辞任したとき又は有効期限が到来したときは、速やかに返却してください。        |
| 6   | この身分証明書の有効期限は      年      月      日です。         |
| 7   | トラブルがあったときは、次に電話してください。                       |

第5号様式（第10条関係）

協力員証

（規格 縦6センチメートル 横9センチメートル）

違反屋外広告物

除却協力員

神奈川県〇〇事務所

第 6 号様式（第 15 条関係）

違反屋外広告物除却報告書

年 月 日

〇〇〇所長 殿

報告者 住所  
氏名  
緊急連絡先  
身分証明書番号

| 除却日 | 除却場所 | 除却実績 |      |     |      |   | 回収場所 |
|-----|------|------|------|-----|------|---|------|
|     |      | はり紙  | はり札等 | 広告旗 | 立看板等 | 計 |      |
|     |      |      |      |     |      |   |      |
|     |      |      |      |     |      |   |      |



第 7 号様式（第 19 条関係）

違反屋外広告物除却協力員解任報告書

年 月 日

都市整備課長殿

〇〇〇所長

| 解任年月日 | 解任者数 | 解任後の委嘱者数 | 解任後の保険加入者数 |
|-------|------|----------|------------|
|       |      |          |            |
|       |      |          |            |
|       |      |          |            |

問合せ先

許認可指導課 〇〇

電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

## 神奈川県屋外広告業者等に対する監督処分に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定に基づいて行う登録の取消し、6月以内の期間を定めて行う営業の全部若しくは一部の停止の命令及び条例第58条の規定に基づく過料処分の基準及び手続並びに無登録業者に対する措置を定めることによつて、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正な執行に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録業者 条例第24条第1項又は第3項の登録を受けた者をいう。
- (2) 無登録業者 条例第24条第1項又は第3項の登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (3) 登録の取消し 条例第36条第1項の規定により、登録業者の登録を取り消すことをいう。
- (4) 営業停止の命令 条例第36条第1項の規定により、登録業者に対して6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。
- (5) 処分 前号に掲げる行政処分及び条例第58条の規定による過料処分をいう。
- (6) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に規定する告発をいう。

### (処分基準)

第3条 知事は、登録業者が別表第1に掲げる処分事由に該当することとなった場合、当該登録業者に対し、当該事由の区分に応じ、同表に掲げる処分を行うものとする。

- 2 前項の場合において、複数の営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合は、それぞれの事由に応じて定める日数の合計の日数をもって営業停止期間とする。
- 3 知事は、第1項の営業停止の命令を行おうとする場合において、登録業者が別表第2又は3に掲げる事由に該当するときは、当該事由の区分に応じ、同表に掲げる期間を第1項の営業停止期間に加算又は減算する。
- 4 前項の規定により減算の結果営業停止期間がなくなる場合は、登録業者に対して文書勧告を行うものとする。ただし、同一の登録業者に対する別表第3による減算は、2回を限度とする。

- 5 第1項の場合において、営業停止の命令を受けている者は、営業停止期間内に条例第24条第3項に規定する登録の更新を申請することができない。
- 6 第1項の処分以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(処分の手続)

第4条 処分に係る手続は、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）及び神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県規則第156号）による。

(処分の通知)

第5条 知事は、処分を行うことを決定したときは、当該登録業者に対し、直ちに当該処分の理由を示して通知しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

- (1) 登録の取消し 屋外広告業登録取消通知書（第1号様式）
- (2) 営業停止の命令 屋外広告業営業停止命令通知書（第2号様式）
- (3) 過料処分 過料処分通知書（第3号様式）

(確認)

第6条 知事は、立入検査等により当該処分の履行を確認する。

(無登録業者への警告)

第7条 知事は、無登録業者に対し、警告書（第4号様式）により登録を勧告する。

(告発)

第8条 知事は、前条の警告を受けた無登録業者が2月を経過しても登録を申請せず引き続き屋外広告業を営んでいるときは、当該無登録業者について告発を行うものとする。

(連携)

第9条 知事は、登録業者の処分をしたときは、条例第37条第1項に規定する屋外広告業者監督処分簿に登載した事項を次に掲げる者に対して文書（第5号様式）により通知する。

- (1) 国土交通大臣
  - (2) 神奈川県内の、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長
- 2 知事は、第1項の通知内容について神奈川県ホームページで公表する。

附則

この基準は、平成29年10月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

| 処分事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 処分                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>1 不正の手段により条例第24条第1項又は第3項の登録を受けたこと。</p> <p>2 次に掲げる事由に該当することとなったこと。</p> <p>（1）登録業者である法人が条例第36条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった前30日以内に当該登録業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過していないこと。</p> <p>（2）屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと。</p> <p>（3）屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）又は（2）のいずれかに該当することとなったこと。</p> <p>（4）法人でその役員のうちに（1）又は（2）のいずれかに該当する者があること。</p> <p>（5）営業所ごとに業務主任者を選任していないこと。</p> <p>3 条例第36条第1項の規定による営業停止命令に違反したこと。</p> <p>4 営業停止期間が基準に基づき加算した結果180日を超えることとなったこと。</p> | <p>登録の取消し</p>       |
| <p>5 条例第2条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して許可を受けていない広告物を表示し、又は掲出物件を設置したこと。</p> <p>6 条例第3条の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したこと。</p> <p>7 条例第11条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して変更許可を受けていない広告物に係る許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造し、若しくは移転したこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>営業停止<br/>90日</p> |

|                                                                                                                                      |                     |                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------|
| 8 条例第23条第1項若しくは条例第38条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたこと。 | 営業停止<br>60日         |                                              |
| 9 条例第28条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。                                                                           | 営業<br>停止<br>30<br>日 |                                              |
| 10 条例第33条の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して標識を掲げなかったこと。                                                                                    |                     | 3万円                                          |
| 11 条例第34条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかったこと。                                                  |                     | (備えず、記載せず、保存しなかった場合) 3万円<br>(虚偽の記載をした場合) 5万円 |
| 12 条例第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。                                                                                                   |                     | (届出をしなかった場合) 3万円<br>(虚偽の届出をした場合) 5万円         |

別表第2

| 加算事由                | 加算日数 |
|---------------------|------|
| 1 過去5年間に処分歴がある場合    | 30日  |
| 2 複数の違反広告物を掲出している場合 |      |

別表第3

| 減算事由                           | 減算日数  |
|--------------------------------|-------|
| 過去5年間に処分歴がなく、行政指導に従って違反を是正した場合 | 90日以内 |

※減算日数は処分日数に準ずる。

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

屋外広告業登録取消通知書

あなたは、下記のとおり、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により、神奈川県の区域に係る屋外広告業の登録を取り消します。

記

1 違反事実

2 違反条項 屋外広告物条例第 条第 項

3 処分該当条文 神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号

（教示）

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

（ 問合せ先 ）

第2号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

屋外広告業営業停止命令通知書

あなたは、下記のとおり、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により、年 月 日から年 月 日まで、神奈川県の全域（市（町・村））に係る屋外広告業の営業の全部（に係る部分）を停止するよう命じます。

記

1 違反事実

2 違反条項 屋外広告物条例第 条第 項

3 処分該当条文 神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号

4 加減日数 日（加算・減算）  
（加減事由）

（教示）

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

（ 問合せ先 ）



第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

過料処分通知書

あなたは、下記のとおり、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、下記のとおり過料を科したので、通知します。

記

1 違反事実

2 違反条項 屋外広告物条例第 条第 項

3 処分該当条文 神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号

4 過料額 円

（教示）

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

（ 問合せ先 ）

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

警告書

あなたは、下記のとおり、神奈川県知事の登録を受けずに神奈川県区域内で屋外広告業を営んだ疑いがあります。

つきましては、速やかに屋外広告業の登録を受けてください。当該登録を受けず屋外広告業を営んだ場合は、神奈川県屋外広告物条例第24条第1項に違反し、同条例第52条第1項第1号の規定により罰則の対象となるため、刑事告発するとともに、その旨を公表することがあります。

なお、下記の事実には誤りがあると考えられる場合は、正しいとする事実を記載して、年月日までに連絡願います。正当な理由なく期日までに文書での連絡がない場合は、知事の登録を受けずに屋外広告業を営んだことを認めたものとみなします。

記

1 無登録で屋外広告業を営んだと疑われる事実

(1) 広告物等 ①設置場所

②表示内容

③概要（種類・規格等）

(2) 広告主 住所（所在地）

氏名（名称）

2 特記事項

（ 問合せ先 ）

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

屋外広告業者監督処分簿への登載について（通知）

本県では下記の屋外広告業者について、屋外広告物条例第 条第 号の規定に違反し、神奈川県屋外広告物条例第 36 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、同項の規定により処分いたしました。

つきましては、当該事項について別紙のとおり屋外広告業者監督処分簿へ登載しましたので連絡いたします。

記

- 1 処分した屋外広告業者  
住所（所在地）  
氏名（名称）
- 2 その他の事項について  
別紙のとおり

（ 問合せ先 ）

## 神奈川県広告景観形成地区等指定要領

(平成 10 年 11 月 16 日制定)

### 目次

#### 第 1 章 総則 (第 1 条)

#### 第 2 章 広告景観形成地区 (第 2 条～第 12 条)

#### 第 3 章 広告協定地区 (第 13 条～第 17 条)

### 第 1 章 総則

#### (目的)

**第 1 条** この要領は、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）による地域の景観の形成を図るため、神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）に規定する広告景観形成地区及び広告協定地区について、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 広告景観形成地区

#### (広告景観形成地区の指定要件)

**第 2 条** 条例第 39 条第 1 項に規定する「景観を形成するため特に必要であると認める地域」とは、次の各号のいずれかの要件を満たしている地域とする。

- (1) 市町村による景観に関する条例、要綱、基本計画等に基づき、景観形成のために指導・誘導が実施され、又は計画されている地域
- (2) 地域の住民による広告協定、建築協定、まちづくり協定等の締結、協議会の設置等により景観形成のための自主的な取り組みが行われている地域
- (3) 自然景観又は歴史的な景観という「優れた景観資源」を持つ地域又は市街地の代表的な通りや鉄道駅前その他の良好な景観を形成、又は保全していくことが特に望まれる地域
- (3) 商業活動を行う様々な店舗が集まり、地域としての表情等を持ち、それが住民及び来訪者に広く受け入れられている繁華街等の独特の「雰囲気」を形成している地域
- (4) 優れた景観を形成するための地区の整備、街路の整備等の事業が実施され、又は計画されている地域

#### (地区指定等に係る協議)

**第 3 条** 関係市町村長は、前条各号のいずれかの要件に該当する市町村内の地域について、広告景観形成地区の指定を求める場合は、知事に対して、広告景観形成地区事前協議書（第 1 号様式）により、事前協議を行うことができるものとする。

- 2 知事は、広告物等による地域の景観の形成を図るため、前条各号のいずれかの要件に該当する地域を広告景観形成地区として指定しようとする場合は、関係市町村長に対して、広告景観形成地区事前協議書により、事前協議を行うことができるものとする。

- 3 本条に規定する協議があった場合は、神奈川県県土整備局都市部都市整備課（以下「都市整備課」という。）と関係市町村の担当課は、速やかに必要な調整を開始するものとする。
- 4 第1項及び第2項の協議があったときは、知事は、必要により、当該市町村を所管する関係土木事務所長と協議を行うものとする。
- 5 知事は、第1項に基づく事前協議に対して、広告景観形成地区事前協議回答書（第2号様式）により、関係市町村長に回答するものとする。
- 6 関係市町村長は、第2項に基づく事前協議に対して、広告景観形成地区事前協議回答書により、知事に回答するものとする。

#### （地区基本方針の案の作成）

**第4条** 前条に基づく知事と関係市町村長との事前協議が整った場合、都市整備課及び関係市町村の担当課は、共同して、広告景観形成地区に指定しようとする地区の広告物等に関する基本方針の案（以下「地区基本方針の案」という。）を作成するものとする。

#### （地区基本方針の案）

**第5条** 地区基本方針の案には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地区に係る広告物等に関する基本構想
  - ア 広告景観形成地区の名称
  - イ 広告景観形成地区の区域
  - ウ 広告景観形成地区指定の趣旨
  - エ 広告景観形成地区における広告物等規制又は誘導の基本的な考え方
- (2) 地区に係る景観形成指針
  - ア 地域の住民の理解と協力を得て、地区における広告物等の誘導を行うために必要な事項
  - イ 広告景観形成地区に係る許可基準（以下「地区許可基準」という。）を規則で定めようとするときは、当該地区に係る広告物等の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等の許可基準

#### （関係住民等との調整）

- 第6条** 関係市町村長は、第3条に基づく知事との事前協議が整ったときは、当該広告景観形成地区として指定しようとする区域の住民等で構成する広告景観形成地区地元協議会等（以下「地元協議会」という。）を設置して、関係住民等との調整を行うことが望ましい。
- 2 前項の地元協議会を設置する場合は、原則として、広告景観形成地区として指定しようとする区域の住民を代表する者、事業者を代表する者等で構成するものとする。

#### （説明会の開催）

**第7条** 都市整備課は、地区基本方針の案に係る原案を作成したときは、必要により、関係市町村の担当課の協力を得て、説明会を開催するものとする。

- 2 説明会の開催場所は、関係住民等の参集の便を考慮して定めるものとし、当該広告景観形成地区として予定する区域、並びに説明会の日時及び場所等を、あらかじめ関係市町村の広報紙その他の方法により関係住民に周知するものとする。

(広告景観形成地区指定等に係る意見聴取)

**第8条** 知事は、条例第39条第2項に基づく広告景観形成地区の指定に係る意見聴取及び条例第40条第3項に基づく地区基本方針の案に係る意見聴取について、広告景観形成地区意見照会書(第3号様式)により行うものとする。

- 2 関係市町村長は、前項の照会を受けた場合、広告景観形成地区意見回答書(第4号様式)により回答するものとする。

(地区基本方針の案の公告及び縦覧)

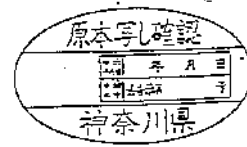
**第9条** 知事は、神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年神奈川県規則第87号。以下「規則」という。)第27条第1項第2号の地区基本方針の案の縦覧場所は、都市整備課及び関係市町村の担当課とする。

- 2 地区基本方針の案の縦覧にあたっては、都市整備課及び関係市町村の担当課において縦覧する図書の同一性を確認し、次の確認印をそれぞれに押印した後、縦覧依頼書(第5号様式)により関係市町村長に縦覧を依頼する。

[県図書用]



[市町村図書用]



- 3 縦覧期間中の縦覧者に対しては、地区基本方針の案縦覧者名簿(第6号様式)に記入を求めるものとする。

(住民の意見書の提出)

**第10条** 規則第27条第1項第3号に規定する条例第40条第5項に基づく地区基本方針の案に対する意見を記載した書面(第7号様式。以下「地区基本方針の案に対する意見書」という。)の提出先は、都市整備課とする。

- 2 都市整備課は、縦覧期間終了後、すみやかに、提出された地区基本方針の案に対する意見書について、地区基本方針の案に係る意見報告書(第8号様式)により取りまとめるとともに、地区基本方針の案に係る意見要旨及び処置方針について、関係市町村と調整のうえ、地区基本方針の案に係る意見要旨及び処置方針書(第9号様式)を作成するものとする。

(広告景観形成地区指定の告示等)

**第11条** 知事は、条例第44条第3項に基づき神奈川県屋外広告物審議会に諮問を行い、その答申があったときは、すみやかにその旨を関係市町村長及び関係土木事務所長に通知するとともに、条例第45条第2項に基づく広告景観形成地区の指定及び条例第7条第

2 項に基づく当該地区に係る広告物等の許可基準に係る手続きを行うものとする。

2 知事は、広告景観形成地区の指定について、次の事項を告示するものとする。

- (1) 広告景観形成地区の名称
- (2) 広告景観形成地区の区域
- (3) 広告景観形成地区の地区基本方針

#### (広告景観形成地区指定の周知等)

**第 12 条** 知事及び関係市町村長は、広告景観形成地区を指定したときは、広報紙、パンフレット等により、関係市町村長の協力を得て、関係住民、事業者及び県民に対して、地区指定及び地区基本方針について、周知活動に努めるものとする。

### 第 3 章 広告協定地区

#### (広告協定地区の指定申請)

**第 13 条** 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者で、景観を形成するため当該区域内の広告物等の形状、面積、意匠その他の表示の基準に関する協定（以下「広告協定」という。）を締結した者が、条例第 42 条第 1 項に基づき、知事に対し、当該地区を広告協定地区として申請する場合は、当該広告協定締結者の代表者が、広告協定地区指定申請書（第 10 号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の広告協定地区指定申請書には、次の資料を添付するものとする。

- (1) 広告協定書の写し
- (2) 広告協定締結者が当該申請を行うことに合意していることを証する書面
- (3) 申請手続きを当該広告協定締結者の代表者に委任していることを証する書面
- (4) 広告協定を締結した区域を示す図面
- (5) 広告協定を締結した区域内において、広告協定の締結者と締結していない者を明確にした書面

#### (広告協定地区の指定基準)

**第 14 条** 知事は、次に掲げる基準を満たすときは、次条の関係市町村長の意見を勘案して、広告協定地区の指定を行うものとする。

- (1) 広告協定の締結者が当該地区内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者の 3 分の 2 以上であること
- (2) 広告協定の内容が、広告協定を締結した区域内の良好な景観の形成に寄与すると認められること
- (3) 広告協定の内容が規則別表第 2、第 3 及び第 4 に定める広告物等の許可基準を緩和するものでないこと

#### (広告協定地区指定等に係る意見聴取)

**第 15 条** 知事は、条例第 42 条第 2 項に基づき、関係市町村長に対して行う広告協定地区に係る意見聴取について、広告協定地区意見照会書（第 11 号様式）により行うものとする。

- 2 関係市町村長は、前項の照会があった場合、広告協定地区意見回答書（第 12 号様式）により知事に回答するものとする。
- 3 知事は、第 13 条第 1 項の申請があったときは、必要により、関係土木事務所長と協議を行うものとする。

**（広告協定地区指定の通知等）**

- 第 16 条** 知事は、広告協定地区を指定したときは、すみやかにその旨を、当該広告協定地の代表者、関係市町村長及び関係土木事務所長に通知するものとする。
- 2 規則第 27 条第 2 項第 3 号の広告協定地区の縦覧場所は、都市整備課、関係土木事務所、厚木土木事務所東部センター、県西土木事務所小田原土木センター及び関係市町村の担当課とする。

**（広告協定地区指定の周知等）**

- 第 17 条** 知事は、広告協定地区を指定したときは、広報紙、パンフレット等により、関係市町村長の協力を得て、関係住民、事業者及び県民に対して、地区指定の周知に努めるものとする。

**附 則**

この要領は、平成 11 年 11 月 11 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。



第 1 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号  
年 月 日

神奈川県知事 殿  
（又は 市（町村）長 殿）

市（町村）長  
（又は神奈川県知事）

広告景観形成地区の指定について（協議）

このことについて、広告物等による良好な景観の形成を図るため、神奈川県屋外広告物条例第39条に規定する広告景観形成地区の指定について、次のとおり、あらかじめ協議します。

- 1 広告景観形成地区指定の必要性
- 2 広告景観形成地区として指定しようとする区域
- 3 広告景観形成地区指定に係る基本的な考え方

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>（所属名）<br>電話 | （担当者名） |
|---------------------|--------|

第2号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号  
年 月 日

市（町村）長 殿  
（又は神奈川県知事）

神奈川県知事  
（又は 市（町村）長）

広告景観形成地区指定の事前協議に係る意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のあった標記のことについて、次のとおり回答します。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

第3号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号  
年 月 日

市（町村）長 殿

神奈川県知事

広告景観形成地区の指定等に係る意見について（照会）

このことについて、次のとおり、地区指定及び地区基本方針の案を作成したので、神奈川県屋外広告物条例第39条第2項及び第40条第3項に基づき貴職の意見を照会します。

- 1 広告景観形成地区として指定しようとする区域
- 2 当該地区に係る地区基本方針の案

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

第 4 号様式（第 8 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

市（町村）長

広告景観形成地区の指定に係る意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった標記のことについて、次のとおり回答します。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>（所属名）<br>電話 | （担当者名） |
|---------------------|--------|

第5号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号  
年 月 日

市（町村）長 殿

神奈川県知事

広告景観形成地区の地区基本方針の案の縦覧について（依頼）

このことについて、別添のとおり、地区基本方針の案を作成し、次により神奈川県屋外広告物条例第40条第4項に基づく縦覧を行うことになりました。

つきましては、縦覧手続きについて、よろしくお願いします。

- 1 広告景観形成地区として指定しようとする地区の名称
- 2 広告景観形成地区として指定しようとする地区の区域
- 3 地区基本方針の案の縦覧場所及び縦覧期間
- 4 地区基本方針の案に対する意見書の提出先及び提出期限

※1 地区基本方針の案を添付

※2 地区基本方針の案縦覧者名簿（第6号様式）を添付

※3 地区基本方針の案に対する意見書（第7号様式）を添付

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

第 6 号様式（第 9 条関係）（用紙 日本産業規格 A 5 横長型）

地区基本方針の案縦覧者名簿

|                |                         |    |  |
|----------------|-------------------------|----|--|
| 縦覧年月日          | 令和      年      月      日 | 番号 |  |
| 縦 覧 者          | 住 所                     |    |  |
|                | 氏 名                     |    |  |
| 地区基本方針<br>案の名称 |                         |    |  |
| 備 考            |                         |    |  |

※太線の枠内に必要事項を記入してください。

第 7 号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

地区基本方針の案に対する意見書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所  
ふりがな  
氏 名 (年齢 )  
職 業  
電話番号

|         |  |
|---------|--|
| 地区基本方針名 |  |
|---------|--|

|       |           |
|-------|-----------|
| 意見の区分 | 意 見 の 内 容 |
| 賛 成   |           |
| 反 対   |           |
| そ の 他 |           |

※ 意見の区分欄の該当するものに印を付け、意見を簡潔に記入してください。

第 8 号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

地区基本方針の案に対する意見報告書

| 地区基本方針の案名 |       | 地区基本方針の案 |     |     |       |
|-----------|-------|----------|-----|-----|-------|
| 受付番号      | 受付年月日 | 年齢       | 職 業 | 住 所 | 意見の要旨 |
|           |       |          |     |     |       |
|           |       |          |     |     |       |
|           |       |          |     |     |       |
|           |       |          |     |     |       |
|           |       |          |     |     |       |

※ 意見の要旨の欄には、必要により意見を類型化して、その記号を記入することができるものとする。



第 9 号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 縦長型）

地区基本方針の案に係る意見要旨及び処置方針書

| 地区基本方針の案名    |       | 地区基本方針の案 |
|--------------|-------|----------|
| 受付番号<br>又は類型 | 意見の要旨 | 処置方針     |
|              |       |          |
|              |       |          |
|              |       |          |
|              |       |          |
|              |       |          |

第10号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

市（町村）区域に係る  
屋外広告物に関する協定締結者  
代表者 住所 市（町村）  
氏名

広告協定地区指定申請書

このことについて、次の区域内について、屋外広告物の表示等に関する協定（以下「広告協定」という。）を締結し、住民による自主的な取組みを行っておりますが、より一層の良好な景観の形成を推進するため、神奈川県屋外広告物条例第42条に基づき広告協定地区として指定くださるよう、次のとおり申請します。

- 1 広告協定地区として指定を申請する区域 （区域図添付※1）
- 2 広告協定地区の名称案 広告協定地区
- 3 広告協定書（写し）
- 4 関係資料※2 別添のとおりに

※1 区域図は2,500分の1程度とし、区域内外の境界を赤色の実線で記載する。

※2 関係資料とは、次のとおりとする。

- (1) 広告協定締結者が当該申請を行うことに合意していることを証する書面
- (2) 広告協定地区の申請手続きを、広告協定締結者の代表者に委任していることを証する書面
- (3) 広告協定を締結した区域内において、同協定締結者と締結していない者を明確にした書面

（ 連絡先 住所  
氏名  
電話 ）

第11号様式（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号  
年 月 日

市（町村）長 殿

神奈川県知事

広告協定地区の指定に係る意見について（照会）

このことについて、次のとおり、広告協定地区指定の申請があったので、神奈川県屋外広告物条例第42条第2項に基づき貴職の意見を照会します。

- 1 広告協定地区の指定を申請した区域 （区域図添付）
- 2 広告協定地区の名称案 広告協定地区
- 3 広告協定書（写し）
- 4 関係資料 別添のとおり

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>（所属名）<br>電話 | （担当者名） |
|---------------------|--------|

第12号様式（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

市（町村）長

広告協定地区の指定に係る意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった標記のことについて、次のとおり回答します。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 問合せ先<br>(所属名)<br>電話 | (担当者名) |
|---------------------|--------|

## 参考（公告例文１）地区基本方針の案の公告

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第40条第４項の規定により、次の広告景観形成地区として指定しようとする区域に係る地区基本方針の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、この区域内の住民及び同区域内において屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置する者又は管理する者は、本公告の日から起算して30日以内の日（　　○年○月○日）までに、神奈川県知事に意見書を提出することができます。意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、横浜市中区日本大通１番地神奈川県県土整備局都市部都市整備課に提出してください。

○年○月○日

神奈川県知事　○　○　○　○

- 1 広告景観形成地区の名称  
○○○○広告景観形成地区
- 2 広告景観形成地区に指定しようとする区域  
○○市一丁目、△△二丁目、△△三丁目及び○○二丁目の一部
- 3 広告景観形成地区に係る地区基本方針の案の縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市整備課及び○○市○○課
- 4 縦覧期間  
○年○月○日から　　○年△月△日まで

参考（告示例文）地区指定の告示

神奈川県告示第 号

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第45条第2項の規定により、広告景観形成地区を次のとおり指定し、 年〇月〇日から施行する。

この広告景観形成地区に係る地区基本方針は、神奈川県県土整備局都市部都市整備課、神奈川県〇〇土木事務所及び〇〇市〇〇課において縦覧に供する。

〇年〇月〇日

神奈川県知事 〇 〇 〇 〇

- 1 広告景観形成地区の名称  
〇〇〇〇広告景観形成地区
- 2 広告景観形成地区に指定する区域  
〇〇市一丁目、△△二丁目、△△三丁目及び〇〇二丁目の一部
- 3 広告景観形成地区の地区基本方針
  - (1) 基本構想  
〇〇〇〇、〇〇〇〇
  - (2) 景観形成指針  
〇〇〇〇、〇〇〇〇

参考（公告例文2）広告協定地区の公告

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第42条第3項の規定により、広告協定地区を次のとおり指定し、〇年〇月〇日から施行する。

この広告協定地区に係る広告協定等の関係図書は、神奈川県県土整備局都市部都市整備課、神奈川県〇〇土木事務所及び〇〇市〇〇課において縦覧に供する。

〇年〇月〇日

神奈川県知事   〇   〇   〇   〇

1 広告協定地区の名称

〇〇〇〇広告協定地区

2 広告協定地区に指定する区域

△△市〇〇一丁目、〇〇三丁目及び〇〇二丁目の一部

## 神奈川県屋外広告物条例資料集 令和 7 年度版

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課  
〒231-8588 神奈川県 横浜市 中区日本大通 1  
電話 045-210-6201